

令 和 4 年

大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 1 回 定 例 会 3 月 8 日 開 会
 3 月 11 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 4 年 3 月 8 日 (火曜日)

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和4年3月8日（火曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
総務課長	矢口真二郎君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	滝沢恒彦君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
産業振興課長補佐	若槻寛君
住民税務課長補佐	中島輝美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
教育課長補佐	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

東 谷 英 真 君

議事日程 第1号

令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

- ・所管事務調査報告
- ・大蔵村豪雪対策本部の設置について
- ・新型コロナウイルス感染症について

第4 村長の施政方針

第5 請願第1号 村道柳渕・蕨野間の迂回路整備等に関する請願

第6 一般質問

第7 議第1号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

第8 議第2号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

第9 議第3号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回大蔵村議会3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案に加え、令和4年度の予算を審議する重要な会議であります。

村の施政方針につきましては、後ほど加藤村長から説明がありますが、議会といたしましても、村民の福祉向上の見地から十分審議を尽くし、適正にして妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

時既に早春とは申しますが、寒暖の差が厳しい折、皆様には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回大蔵村定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番八鍬信一議員、3番佐藤雅之議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日3月8日から3月11日までの4日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日3月8日から3月11日までの

4日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君）　日程第3、諸報告に入ります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

次に、産業建設常任委員会より所管事務調査の報告書が提出されておりますので、ここで産業建設常任委員長より報告をお願いします。8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君）　所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので、大蔵村議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1. 調査事項。

（1）商工会との意見交換会について。

（2）冬期間の村内道路・積雪状況調査について。

調査結果。

別紙のとおりです。

本委員会は、委員会条例第2条の所管のうち、調査を必要とする事項として、1、商工会との意見交換会、2、冬期間の村内道路・積雪状況調査を実施したものです。

朗読して報告に代えさせていただきます。

1、商工会との意見交換会について。

産業建設常任委員会では、11月12日、商工会と意見交換会を実施いたしました。今まで、単体の組合、協会の話合いは行ってきましたが、商工会役員の皆さんと初めて意見交換会を行いました。

商工会では、新型コロナウイルスの影響で大変苦労している会員のための国・県・村の補助金制度や、支援についての説明や報告があり、プレミアム商品券は多くの会員が喜んでおり、第2弾はすぐに完売したことでした。

村担当課より予算・決算委員会等で説明を受けてはいましたが、小規模事業者持続化補助金や経済対策申請などはより詳しく分かりやすい説明で、私たち議員ができることなど、意見の交換をしました。

その中で、ふるさと納税の使い道が分からず、割合でよいかから知りたいとの意見が出て、これにつきましては議会だより130号で周知したところです。

議員からは、村の電話帳を新しく作っていただけないかとの意見が出ました。商工会青年部で作成したものですが、会員の減少と個人情報保護の法律により、今後作成していくことは難しいとのことです。

これからも、商工会の生の声を聞き、村政に反映すべく尽くしてまいりたいと思います。

以上、報告いたします。

2、冬期間の村内道路・積雪状況調査について。

産業建設常任委員会では、2月2日、冬期間の村内道路状況調査を実施いたしました。

調査日の積雪は昨年より若干少ない状況ながら、豪雪の様相を呈しておりました。当日、午前中は晴れ間がある天候だったのが、午後からは吹雪となりました。降雪の中、村内をくまなく巡回してきました。地域それぞれ降雪・積雪量の違いこそあれ、生活に直結する道路であり、住民の生活から分離することのできない冬の厳しさを、改めて痛感したところであります。

国・県道はもとより、幹線的村道については除雪が行き届き、通勤通学や日常生活に支障を来すような危険箇所は見受けられませんでした。設置された防風雪柵や雪崩防止のための斜面の成形は一定の効果があると見受けられます。

ただし、国道458号線日陰地内において、調査日後の2月3日、4日に雪崩が発生し、一時全面通行止めとなりました。県では、雪氷防災研究所に調査を依頼するなど、雪崩発生時もとより今後の雪崩被害防止に力を入れていくことですが、県・村協力して、通行の確保を図るようお願いします。

冬期間の除雪計画は、村道管理延長139.3キロのうち、除雪車両の能力や道路事情を考慮し、約61キロを除雪計画路線として、除雪機械16台をもって冬期交通の確保に努めているわけですが、大蔵村は全国的にも名立たる豪雪地であります。行政と除雪に関わる業者等、関係者の努力により、地域住民安心と安全が確保されていることに感謝し、本年も安堵したところであります。

今後とも、除雪体制日本一の標榜どおり、除排雪体制の充実強化を切にお願いし、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 次に、加藤村長から挨拶及び報告をお願いします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めまして、おはようございます。

一言御挨拶を申し上げます。

3月弥生に入り、最上の地にもようやく春の兆しが感じられるようになった今日この頃であります。

本日は、令和4年第1回3月定例議会の開会に当たり、何かとお忙しい中を傍聴いただきました皆様方や、説明要員として御出席を賜りました土屋代表監査委員様、そして国分農業委員会会长様には心から感謝を申し上げます。今日1日、よろしくお願ひを申し上げます。

さて、報告に入りますが、内容につきましては、豪雪対策本部の設置についてでございます。この報告においては、一般質問で答弁を申し上げますので、朗読については割愛をさせていただきます。

次に、報告2のコロナウイルス感染症についてですが、これも保育所職員の感染に関する件は事前に議員の皆様方には書面で報告をしているわけでありますが、その後、保育所園児や小学生が感染したことから、改めてこれから報告をさせていただきます。

報告2、新型コロナウイルス感染症について。

令和2年4月に大蔵村において新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されてから、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、村民の皆様方に感染予防対策の徹底をお願いするとともに、新型コロナウイルスワクチンの早期接種に努めてまいりました。

しかし、今年に入り全国的な感染拡大により、本村でも2月10日に再度感染者が確認されて以来、現在まで8名の感染者が確認されております。議員皆様に文書でお知らせをしたとおり、そのうち1名が本村の保育所職員でありました。

保育所の対応としては、職員の家族について感染が確認された2月24日に保育所内の除菌作業を行い、翌25日は、仕事の都合等により家庭で子供の保育ができない場合は保育所での保育を行う体制として、念のため希望保育といたしました。

27日日曜日に保育所職員本人の感染が確認されたことから、28日以降の保育所の対応として、保健所の指導により、当該職員の受け持ちの1歳児のクラス及び接触のあった保育所職員を濃厚接触者とし、当該1歳児クラスの7名の自宅待機をお願いするとともに、濃厚接触者とされた職員6名については3月3日まで自宅待機といたしました。

保育の体制としては、1歳児クラスを休所にするとともに、その他のクラス及び放課後児童クラブについては、希望保育しております。

また、3月3日に小学生の感染が確認されたことから、小学校・中学校についても4日から本日まで臨時休校しております。本村の場合、スクールバスで通学していることから、大事を取って小学校・中学校ともに同様の措置を取らせていただきました。

なお、保育所については、明日9日から通常保育に戻す予定でございます。小学校・中学校についても、9日から通常の授業体制といたします。

この度は、保育所職員が感染するといった事態となり、保護者の皆様方に大変な御心配をおかけする結果となってしまいました。今後、コロナウイルス感染症の対応について、なお一層の感染予防対策に力を入れてまいります。

さらに、3回目のコロナウイルスワクチン接種についても、集団接種として18歳以上の希望者については、この13日で終了いたします。また、今月9日からは11歳以下の子供に対しての接種も始まります。

新型コロナウイルス感染症についてはいまだに終息の気配が見えませんが、今後とも感染防止に意を配して取り組んでまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。報告とさせていただきます。

以上、本議会は施政方針がありますので、挨拶、報告を短くしたり割愛したりしたところであります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で諸報告を終わります。

日程第4 村長の施政方針

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、村長の施政方針に入ります。

ちょっと休憩入ります。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（鈴木君徳君） 再開いたします。

加藤村長。

○村長（加藤正美君） こちらの不手際がありまして、3ページ目、皆様方に配付されていなかったようあります。御迷惑をおかけしました。

それでは、令和4年度施政方針に入らせていただきます。

（はじめに）

令和4年大蔵村議会第1回定例会の開会に当たり、私の村政に臨む所信の一端を申し上げ、議員皆様方並びに村民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

ここ2年間は新型コロナウイルス感染症への対応に追われ、全国棚田サミットやおおくら産業市、健康のつどいなど、村づくりに重要な多くの事業が中止を余儀なくされました。今年に

入ってからも、年末年始に人の流れが増加したことやオミクロン株への置き換わりにより、全国的に感染者が爆発的に増加する事態となり、本村においても、まん延防止等特別措置の適用を受ける事態となったところがありました。

こうした状況から、国では、重症化リスクを低下させるため、3回目のワクチン接種の前倒しを決定したところであります。本村では、国の方針を受け、3回目のワクチン接種を集団接種の形で1月30日から始め、この3月13日で18歳以上の希望者の方々の接種が終了することになります。コロナ感染症の一日も早い終息を心から願うものでございます。

さて、私は、村政を担わせていただいてから、小さな村だからこそできる住民福祉の向上。心を寄せ合った協働の村づくり。しんせつ、ていねい、わかりやすい行政運営。対話の中から明るく・優しく・元気な村づくりの4点を村政運営の基本姿勢として、村づくりに傾注してきたところでございます。

本村では、令和2年度から第4次総合計画に掲げる理念の下、大蔵村が大蔵村として持続可能な、そして安全・安心な村として存続していくための施策を重点的に展開し始めております。

近年、全国的な少子化、高齢化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大や、各地で大規模な自然災害に見舞われるなど、社会全体が大きく変化し、これまでにない様々な課題に直面し、村の仕事はもちろん、人々の暮らし方や価値観も変えなければならない時代となってきた。今までこうだったからこれからもこうだといった固定概念を持っていたのでは、時代の流れから取り残され、進歩どころか衰退してしまう時代であると感じております。

私自身、村政を預る者として、時代の流れをどう読み、どのように対応していくのか、既成概念にとらわれることなく、初心に立ち返り、柔軟な考えの下、しっかりと時代を読み、日常にある様々な課題に果敢に挑戦していく決意を改めて強くしたところでございます。

(基本的事項)

社会の動向として、持続可能な社会への取組が各地で進められ、本村においても、主体的に自然を生かした、地に足をつけた取組と、生活の質を向上させるための取組が、持続可能な大蔵村実現のための課題と考えます。

新型コロナウイルス感染症は終息の気配すら見られず、多方面にわたり影響が拡大しております。一部専門家からは、ワクチン接種が進み、飲み薬も実用化され、経済は昨年より上向くといった声も聞かれるようになりましたが、現在のところ、これまで人の流れが遮断されてきたことにより、観光産業などを中心とした地域経済が疲弊しております。加えて、外食産業の不振による米の消費低迷の影響を受け、米価が大きく下落し、村全体として疲弊の度合いがさ

らに大きくなっています。農業と観光産業を基幹産業の双璧とする本村にとって、これら産業の経営が継続されるよう、地域資源を最大限に活用しながら、強力な支援を行い、地域経済を立て直すことが令和4年度に取り組む最重要課題です。あわせて、コロナ禍により非接触型社会へと変化し、人々のつながりが希薄化したことへの対応も重要と考えます。本村は、地域社会のつながり、人と人のつながりを大切にして生活が営まれてまいりました。コロナ禍によってこうしたつながりが絶たれることがないよう意を配した取組も考えなければなりません。

また、本村にとって大きな問題である少子高齢化・人口減少・地域の活力減少といった負の連鎖に果敢に立ち向かっていかなければなりません。言うまでもなく、子供は社会の宝です。結婚する若い人、子供を持つ世帯が減少していますが、社会全体で若い世代の結婚・出産・子育てに対する不安や負担を解消し、希望がかなえられる取組を積極的に展開してまいります。

さらに、本村は災害に対して脆弱な地形であり、これまで度々大きな災害に見舞われてまいりました。近年、全国各地で多発する大規模災害の発生を受け、安心・安全な強靭な村土づくりとともに、防災拠点、災害からの復興拠点として災害に強い役場庁舎の整備を求める声が多く寄せられております。災害対応の拠点として、早急に対応すべきことと痛感をしております。

同時に、生涯誰もが健やかに生き抜いていくための支援体制の維持と質の向上を目指していく必要があります。

さきに述べたように、コロナ感染症により、ここ2年間、村の重要政策が停滞した感がございます。コロナ感染症の克服とともに、村の重要政策を進展することもまた大きな課題と認識しております。令和4年度は、数年先を見据えた新たな大蔵村を築くための第一歩としてまいります。

しかし、これらの課題の解決は、単に行政だけでなし得るものではありません。村民の自発、協働の取組が重要となります。村民の皆様には、他人任せにするのではなく、自ら村づくりの当事者としての意識を持っていただきたいとお願いをするものでございます。もちろん私も村民の負託に応えるべく、皆様の先頭に立って、進取の気概を持って取り組んでまいる所存でございます。

(具体的な事項)

コロナ禍により疲弊した地域経済の再生・活性化の実現を現在の最重要課題として掲げました。

感染防止と冷え込む地域経済の復興、産業振興を両立させなければならないという難しい状況にありますが、やり遂げなければならない課題でございます。その上で、本村の基幹産業の双璧である農業や観光産業など、本村特有の「なりわい」として盛り上げ、未来につなぎ、新たな人の交流を生むための取組にも意を配する必要がございます。

本村の農業は、水稻を基幹作物として、高収益野菜などの複合経営が進んでおります。今後も、基盤整備事業が完了した地域から水田の一部を畠地化し、園芸作物などの高収益作物への転換を誘導してまいります。さらに、自然災害や価格低下などに備える収入保険への加入を誘導し、農家の収入減少対策を強化してまいります。

担い手確保事業についても意を配してまいります。新規就農者の確保については、様々な制度を活用しながら、総合支援事業に重点を置いた事業を展開してきた結果、新たに就農する方も増えつつあります。しかし、いまだに人口減少に伴う担い手不足が顕著であります。特に、中山間地などでは、人口減少が進み、個々の農家では持続的な農業経営を確立することが困難な状況にあります。今後、集落営農や農業生産法人による経営継承を確立するため、大蔵米や棚田米など、大蔵産農産物のブランド力の確立と、中山間地に適した新たな高収益作物の導入を検討してまいります。さらに、農家の方々の御理解と御協力を得ながら、それらを原材料とした6次産業化にも力を入れてまいります。

一方、肘折温泉を核とした本村の観光産業は、コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受けており、大変厳しい状況が続いております。国や県の経済対策を活用しながら、村独自の施策も組み合わせ、事業継続を支援してまいります。肘折温泉は、豪雪を逆手に取った取組が観光業者から高い評価を得ており、冬期間の観光振興策として大きな話題となりました。今後においても、コロナ感染症の終息を見越し、肘折温泉などの観光関係者の協力を仰ぎながら、新たな発想と若い方々のアイデアを結集し、観光資源の磨き上げと着地型旅行商品の開発などに精力的に取り組み、地域経済の復興を図ってまいります。

感染防止と疲弊した地域経済の復興を両立させることは容易なことではなく、様々な課題があることも承知をしておりますが、それぞれの課題について一つ一つ丁寧に解決策を探りながら事業を推進し、総合計画に掲げる新たな「なりわい」の創出につながるよう、村民皆様方の御協力をいただきながら努力をしてまいります。

また、非接触型社会への対応でございますが、本村では、相互扶助の精神の下、お互いに助け合い、生活が営まれておりました。しかし、コロナ禍により社会全体が非接触社会へと変貌するとともに、住民同士のつながりへの不安を訴える声が聞かれるようになりました。大変残

念なことであり、地域内での助け合い、いわゆる共助や互助といった考えが薄れつつあるのではないかと危惧をしております。新たな生活様式の広がりだけでなく、生活習慣の変化、考え方の変化も一因と考えますが、高齢化に向かう社会にあって、地域での助け合いの心はぜひ持ち続けていただきたいと思います。村としても、誰もが気軽に助け合いできる社会づくりを進め、将来的には、高齢者の見守りやごみ出し、除雪等といった生活支援を地域が主体となって担っていただけるような社会になるよう、高齢化社会を見据えながら、地域社会のつながりの維持に努めてまいります。

令和2年度の国勢調査では、本村の人口が3,028人となり、前回調査時に比べ384人、11.3%減少しております。少子化とともに、高齢化が進んでいる結果と受け止めております。国において、国勢調査の結果を受け、過疎指定地域の見直しが行われました。その結果、全国で885市町村、実に5割を超える市町村が過疎地域の指定を受けており、地方衰退が深刻化しているものと受け止めております。こうしたときこそ、担い手の確保と地域活力の維持を図っていくために、村の何よりの宝である「将来を担うひと」を地域全体で育てていくことが重要でございます。

本村では、高校卒業と同時に村を離れる傾向が強くあります。このことが、若い方々が減少する要因となっております。進学等に伴って致し方ない現象かもしれません、子供たちへの愛郷心の醸成と併せ、就職を考える場合、村へのUターンも選択肢として考えてもらえるよう、中学生による美しい村プロジェクトのような、村の魅力発見、魅力向上事業にも強い思いで取り組んでまいります。

平成31年2月に議会の皆様方から、子育て支援の一環として、保育体制の見直しと、保育・教育の連携強化について政策提言をいただきました。

各地で認定こども園に移行する保育所、幼稚園が増えております。保育所は、主に保育の観点から子供の情緒・生活面を指導するのに対し、幼稚園は、教育の観点からスキルや生活指導面を指導することに重点を置いております。その双方の特徴を併せ持つのが認定こども園であります。

私は、十数年前、「教育とは、家庭教育で芽が出て、学校教育で花が咲き、実社会に出てから実をつけるもの」といった教育に関する記事を目にして、なるほどと思い、今まで記憶しております。学校入学前の家庭教育の重要性を改めて認識させられた思いでした。その思いから、家庭教育、幼児教育の充実について、認定こども園への移行も含め、教育委員会から検討していただきましたが、今後、保育体制の在り方も含め、さらに検討を深化させてまいりま

す。

また、子供たちの頑張りを側面から応援するとともに、教育現場と意思疎通を図りながら、「いのち」を大切にし、夢や希望の達成に向け学び続ける人づくりを目指すとともに、子供たちには1人でも多く大蔵村にとどまり、村発展の担い手となっていただけるよう、学校だけでは学べない「教育」の強化にも引き続き努力をしてまいります。

これまで私の元に、子育て支援を望む声が多く寄せられています。こうした声に応える形で、これまでの出産祝い金の支給や医療費の支援、保育料軽減など、子供が誕生した以降の支援に主眼を置いて充実させながら実施してまいりました。今後も、村民の方々から御意見を伺いながら、さらに充実させてまいります。加えて、人口減少対策の点から考えると、それ以前の独身者に対する結婚支援がより重要であると考えます。独身者のアンケートを見ても、結婚を望んでいるものの、知り合うきっかけが少ないとの意見が多く寄せられており、県の事業であり本人直接検索型の1対1の出会いの場を提供支援するやまがたハッピーサポートセンターへの会員登録に対し、登録料の一部を補助する形で結婚支援を行ってまいります。あわせて、結婚により新生活のスタートアップに係る費用についても支援を行い、新婚生活を応援してまいります。こうした事業の実施で少子化が解消されるわけではございませんが、いろいろな事業を模索し、できることを着実に実施し、少子化に対応してまいります。

さきに述べたように、本村では高齢化が進行しております。一般的に、高齢化は社会活動の低下につながると言われておりますが、年を重ねることは、本来、経験による熟練や人間関係の熟達など、豊かな意味があると考えます。高齢者が持つ経験値を生かしながら、社会参加を促し、村づくりの一員として生涯輝く人生を支援し、豊かな高齢社会を実現してまいります。

全国で自然災害が多発しており、安心・安全な村づくりは、村政運営の上でも重要な要素であります。

特に本村は豪雪地帯であり、地形的・地質的に災害の発生が多く、豪雨による河川の増水、氾濫、土砂災害など、過去に多くの人的被害をもたらした災害を経験し、大自然の脅威とともに自然災害の恐ろしさ、人間の無力さを痛感してきました。こうした経験を生かし、私自身、今後想定される大規模自然災害から、村民の生命と財産を守らなければならないとの思いを常に持ち続けております。

御承知のとおり、役場庁舎は3メートルから5メートルの浸水想定区域に立地しており、令和2年7月の豪雨災害を受け、災害対応拠点としての役場庁舎の在り方が大きな課題となりました。

現在の役場庁舎は、昭和37年の建築であり、耐震補強も実施されておりません。さらに、昭和59年の増築時に引き移転を行ったところでございますが、耐震診断を行ったところ、支持基盤の強度不足が指摘されており、対応が必要です。早急に検討を行い、災害対応拠点として浸水想定区域外への移転新築を実施するため、新年度において、総務課内に庁舎建設に関する準備室などを設置いたします。あわせて、新庁舎についての基本計画策定を行ってまいります。

また、強靭な村土づくりにも意を配してまいります。本村の場合、道路網の脆弱性が課題となっておりますが、国道458号本合海バイパス白須賀地区の整備も順調に進み、令和5年度中の開通予定と伺っております。さらに合海大坪線についても同時期の開通を目指して工事を進めており、高速交通網へのアクセスルートの整備とともに、大規模な災害発生時には、救助活動などがよりスムーズになるものと期待をしております。しかし、豪雨のたびに、浸水や土砂の流出で通行止めを余儀なくされ、孤立する地区があることも事実であります。今後、議員皆様方のお力をお借りし、国や県に対する要望活動を強化するとともに、村としても迂回路などの確保を図り、生活環境の向上につながる道路網の確立を視野に、整備促進に傾注してまいります。

さらに、豪雪地であるがゆえに、雪対策についても意を配した取組が必要です。町民の皆様方からは、雪国での生活を行っていくためにぜひ必要との要望を多くいただきました、小型除雪機等の購入助成事業にも取り組んでまいります。

あわせて、住み慣れたふるさとで生涯健やかに過ごすためには、健康が何より大事です。コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、より充実した生涯学習プログラムにより、村民の運動習慣づくりなど、健康に関する意識改革、啓蒙活動を通じて、一人一人の生きがいや役割づくりの支援に力を入れてまいります。

御承知のとおり、住民の福祉の増進を図ることは、地方自治の基本でございます。私は、村が行う全ての事業が住民福祉の向上を目指すものであり、村民の方々との協働で達成できるものと考えております。

自分らしい生き方の実現、地域で支え合える体制の整備、安心できる生活基盤の整備、そして、誰もが活躍、社会参加できる支援や事業を、村民の方々の御協力をいただきながら積極的に展開してまいります。

(おわりに)

私は、村長就任以来、先人から受け継いだこの大蔵村を、全村民の御協力の下、よりよい村に育て、次の世代へ引き継ぐ努力を重ねていかなければならないとの思いを強く持って、村政

の運営に当たってまいりました。しかし、さきに述べたように、社会全体が急速な少子高齢化や激甚な自然災害の発生、さらにコロナ禍など、これまでにない様々な課題に直面しております。こうしたときこそ、大蔵村が大蔵村として持続可能な村づくりに、町民の英知を結集して取り組まなければなりません。

御承知のとおり、本村が描く将来像、目指す村の姿として、おかえり、なりわい灯す、きよらなる里を標榜しております。この将来像には、多様性を尊重し、多様な人を「おかえり」という気持ちで迎え入れる受容の村であり続けること、自然と結びついた持続可能な仕事を「なりわい」として続けていくこと、さらに、輝くように美しく「きよらなる里」であり続けるという3つの誓いが込められております。そして、その実現のために、どこかの誰かに頼るではなく、自分たちが主体的に行動し、進めていくのだという意思を示した「誓い」でございます。こうした大蔵村を築くための歩みを確かなものにするには、数年の期間を要するものと考えます。村政を預かる者として、その実現のため、様々な課題を克服し、一年一年着実な村政運営の下、その責任を果たしてまいります。

また、私は、村政の発展には多様な意見が大切であると考えます。そんな思いから、対話の中から、明るく、優しく、元気な村づくりを私の村政運営の基本姿勢としております。しかし、コロナ感染症の拡大で、ここ2年間、地域に出かけての座談会を行うことができず、直接村民の方々の御意見をお伺いすることができなわけにおりますが、これからも、村民の方々から寄せられる地域の課題に耳を傾け、村政運営に生かしてまいる所存でございます。

以上、私の村政を担う基本的な考え方の一端を述べさせていただきました。これら実現のため、今後とも、村民の皆様、議員の皆様方には特段の御理解と御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げ、令和4年度施政方針といたします。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 以上で加藤村長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

ちょっと会議に入る前に、村長のほうからちょっと報告したいということでありますので。加

藤村長。

○村長（加藤正美君） 議会開催中でありますけれども、今ちょっと休憩の時間、下のほうに行きましたら、職員がコロナ感染ということであったものですから、一般庶民であればこういった形で公表することはないんですけども、職員ということなので、名前は差し控えますけれども、コロナ感染確定ということで報告がありました。診療所からです。そういうことで、議員の皆様方にお知らせをしたいと思います。

以上です。

日程第5 請願第1号 村道柳渕・蕨野間の迂回路整備等に関する請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、請願第1号村道柳渕・蕨野間の迂回路整備等に関する請願を議題といたします。

内容につきましては、お手元に配付している写しのとおりであります。

この請願については、会議規則第92条の規定により、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第6 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで5名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） では、皆さん、おはようございます。

今年の厳しかった冬もそろそろ終わりを迎えようとしています。今年の冬はいつもの年と違いまして一気に大雪にはならなかったものの、連日の降雪で、住民の皆さんはもちろんですが、除雪に携わっている関係者には心から感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

私は、迂回路の必要性をどう考えるということを村長に質問します。

今年も国道458号線日陰・升玉間において、数回の雪崩による通行止めがありました。その中で人身事故にならなかったことは幸いですが、その危険性は常にあります。また、木遠田や日陰のスノーシェードは基礎部分が不安定のため、数か月間の間、片側通行が行われています。これは、村としては管轄外であり、関係のないことだと思いますが、通勤や通学、生活物資の

買物、特に緊急時の対応など、肘折や四ヶ村地区にとって唯一の基幹路線であることは誰でも承知のはずであります。

夏場であれば様々な手段で何とかなりますけれども、特に冬期間にこの路線が通行止めになれば、当該地区は完全に孤立状態になり、住民の生活に与える影響はまさに危機的な状態になります。このようなことは、決してあってはなりません。

このようなことを想定して、村道である柳渕・蕨野間を迂回路として改良工事を何回も訴えてきましたが、通行量、地権者の不在、予算、投資効果、地滑り防止対策事業の網かけの中など、多くの理由の下に取り上げてもらえませんでした。

また、夏冬を問わず、災害が起きるのはほとんど同じ場所であります。

現在、国や県では災害対策防止工事を行っていますが、災害が起きてからの事後処理だけではなく、防止策に対しても強力に国や県に要望していくのが村としての役目であると私は思います。

また、いざ災害が起きたとき、村の防災無線で「災害が起きました。通行止めになります。迂回路はありません。迷惑をかけますが御理解下さい」というような現状を考えたとき、再度この迂回路について検討し実行することはできないものか、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「迂回路の必要性をどう考える」という佐藤 勝議員の質問にお答えいたします。

議員からは、国道458号日陰地内での雪崩により一時国道が通行止めになったことなどから、迂回路となる村道蕨野・柳渕線の整備が必要ではないかとの質問をいただきました。

日陰地内において発生した雪崩は、2月3日午前10時30分頃に発生し、国道が一時全面通行止めとなりました。現場は過去に何回も雪崩が発生している場所で、5年ほど前に雪崩や落石から防護するための大型フトン籠が設置されております。今回の雪崩は、大型フトン籠を越えて国道を塞いでおりました。その後、午後6時頃にも同じ場所で雪崩が発生し、翌日の4日午前11時30分頃にも隣接する斜面で雪崩が発生し、全面通行止めとなっております。

幸いにも、いずれの雪崩も車両が巻き込まれるなどの人的被害には至らず、私も大変安堵したところであります。また、倒木や土砂交じりの雪崩ではなかったため、1時間弱で通行を再開することができました。今後も新雪や気温の上昇による雪崩の発生が予想されるため、道路管理者である山形県では、国の機関であります雪氷防災研究センターの専門家から指導をいた

だき、現在は応急的なものではありますが、フトン籠上部に雪を積み上げ雪堤を造って雪崩対策を取っております。

さて、国道の迂回路となっている村道蕨野・柳渕線は、平成29年融雪期での升玉地区における土砂崩れや令和2年7月豪雨の際など、これまで国道の迂回路として利用されてきました。当該村道につきましては現在も整備には至っておりませんが、常に国道が通行止めとなるリスクを背負っているため冬期間も除雪を行っており、幅員こそ狭小ではありますが、迂回路としての機能を維持するため、必要な維持管理を行っているところであります。

ただ、今年度は、令和2年7月の豪雨により発生した柳渕発電所付近における地滑り災害のため、通行できない状況にあります。柳渕地区の地滑り災害は規模が大きく、これまでに地下水排除工やアンカー工を施工しておりますが、対策工事完了予定は令和6年度と伺っております。そのため村道の復旧工事は令和6年度以降の施工となる予定であります。この間、特に冬期間は迂回路がなくなってしまうということで県のほうでも大変危惧しており、長時間にわたる通行止めは絶対起こさない対応を図る旨のお話を総合支庁長からも伺っておりますし、村からもお願いをしているところであります。

議員御質問の当該村道の整備につきましては、平成30年3月議会の答弁と同じ内容になりますが、村道が地滑り区域に位置するため、大規模な盛土、切土が行えず、土留め擁壁が必要となり工事費が膨大となることや、不在地主や筆界未定地などの用地問題が多いことなどから、将来的にも整備することは難しいものと考えております。しかしながら、地滑り対策完了後は、これまで以上に迂回路としての機能を維持するための維持管理を行ってまいりたいと考えております。

また、国道458号は、本村の大動脈となっております。迂回路を必要としない、災害に強い国道の整備、及び国道の迂回路となり得る戸沢大蔵線や片倉塩線の整備なども引き続き関係機関に要望してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 村長自ら言うとおり、大体、前回の答弁とほとんど同じ答弁であります。それはそれで、一気にやれるわけじゃないんですから、これは仕方ないかもしれません。できれば、もうちょっと、私はやりたいんですけどもぐらい言ってもらえばよかったです。私は思います。

それで、私は何年も議員活動の中でこの迂回路に関する質問は、今回で4回目です。かなり

しつこいと思われますが、もうそろそろ、言っても駄目だったらしようがないと思って、今回でこの質問はやめます。最後ですから、しっかりした答弁お願いしたいと思います。

これからは区切って、ちょっと区切って答弁していただきますので、よろしくお願ひします。

まず1つ目、村長は、令和3年度の施政方針の中で、今日は令和4年度の方針聞きましたけれども、それで間に合わなかつたもので令和3年度のことを参考にしています。令和3年度の施政方針の中で、災害による通行止めになつた際、救助活動や孤立する集落の解消のため、迂回路のダブルルートを確保すると言つてました。これはそのときはすばらしいことだなど、やってもらわなきゃ駄目だなと思って、ありがたいなと思っていたんですけども、いざ実行に移す段階に来て、検討した結果、先ほども1回目の質問で申し上げましたとおり、多くの問題があり、なかなか実行には移せないという繰り返しが現状です。

今回私が質問している柳渕・蕨野間に限らず、災害時に迂回路の必要な環境にある地域は、大蔵村で何か所ぐらいありますか。

これは、今この問題は、柳渕・蕨野の間ばかり言つていますけれども、これは災害のときは大蔵村全体に係る問題なんです。

また、もう一つ、仮に本道が被害を受けているくらいであれば、他の路線はそれ以上に被害受けているはずであり、そういう危険が予想される場所には、人命を守るためにも迂回路にするわけにはいかないと言つてますが、私はそれは違うと思います。それは、危険なところやるのは大変楽でないことなんですけれども、何にも、それ何もどこもやっていなければ、それもできないんです。何かやっていれば、壊れていないところを利用するという方策もできるんですけども、それは造らないとなつてしまえば、全然駄目です。

とにかく、一つ一つ行きますので、今、この今のやつまで答弁お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 1回目の答弁で、私はやらないとは言つてないんです。言葉の何か行き違ひといいましょうか、そういうことを感じていらっしゃるのかなと思っています。

例えば、今まで迂回路としてはあったわけです。村道ですね。蕨野線、これは立派な、蕨野・柳渕線は立派な迂回ルートです。

それで、私が村長に就任したのが平成19年でした。平成19年から令和2年までの間ですけれども、あの道路に1億1,700万円かけて整備を行つております。内容については、まず、現況幅員から、3メートルから4.5メートルに拡幅してございます。それはどうしてできたのかと

いうと、筆界未定地とかそういうことはできなかつたんですけども、まず側溝入れた、そして蓋をかけた、そして舗装し直ししたというふうなこと。そして、できるところは、可能なところは、よけ場というんでしようかね、待避場を造りました。そういうことをして、今まで、繰り返しになりますけれども、1億1,700万円の巨費を投じて、あの道路の重要性というものを皆さんから分かっていただいたところであります。それまでは手つかずの状態でした。それを一軒一軒回ってお願いするものはして、そして許可を得ながら、その工事にかかったということであります。

ですから、佐藤議員がおっしゃるとおり、今まで何年お願いしてきても何の手当てももらえないようなことはないわけであります。その辺は御理解いただけでしようか、議員さん。（「うん、いいですよ」の声あり）

それから、もう一つは、そういったことで、ダブルルートの確保ということを行ってきたんです。今回は、ああいった大災害が起きました。これは村だけではできないものであります。当然、国交省から予算をいただいて、たしか3億円でしたかね、いただいて今やっているはずであります。その道路ができれば、当然そこを補修して整備をして、道路とします。橋も架け替えております。大きい車が通れるように。

それから2つ目、柳渕・蕨野のほかにそういったダブルルートがないところ、何か所あるのかということは、これは私の後に、課長に今分かっている範囲内で答えていただきたいと思います。全ての集落、全てがダブルルートあればいいんですけども、なかなかそういったことができないかと思います。ですけれども、最悪の場合は、村道に限らず、農道、林道、そういったもの全てを使って、何とか行き来が、車の行き来ができるように、そういうふうに工夫していくかなければならないと思っています。

肘折の災害のときも、あの4メートルの雪の除雪をしながら、ああいった道路も造りました。整備をしました。そういうことで、村でできなければ、当然、県・国にもお願いして、そういうことに努めてまいります。

3つ目、議員さん、ちょっと私、意味分かりかねたんですが、何でしたっけか、3つ目の。（「あ、3つ目。3つ目、あ、立たなきや駄目か」の声あり）はい、すみません、お願いします。（「3つ目というか……」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝議員。

○7番（佐藤 勝君） いいんですか。本道が被害を受けている場合、本道というか、例えば、簡単に言えば、升玉地区458が被害を受けているぐらいの災害であれば、松橋道路だろうが、

柳渕道路だろうが、それ以上被害受けるわけだから、そういうところは、危険なところには私は道路を造りませんと言ったんです。これ令和3年度の施政方針というか、俺、一般質問でやったとき、そう言ったんです。

でも、私が言うのは、じゃあそういう想定で、道路をしないとなった場合、どこも使えません。もう駄目なわけです。だから、仮に使えないだろうと思ったにしても、小さい道路でもあれば、ひょっとして、本道は壊れてもその小さいところは壊れていないかもしれない。そこは使える。そういうことが必要じゃないかと言ったんです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その判断をするときには、やはり災害というもの、2次災害を想定して、私がそれを決断しなくちゃいけなくなると思いますので、そういったところについてはやはりなかなか、安全を確認しないうちはゴーサインを出せないのが私の立場であります。そこを御理解ください。

それから、全ての集落にダブルルートというふうなことの要望といいましょうか、あればいいんでしょうけれども、なかなかそれができない状況であるということも御理解をください。

それから、1点目の、1回目の答弁で答えておりますけれども、458については、今まで雪崩何回もありましたけれども、以前には半日とか1日、2日、そういった通行止めをするということはございません。それだけ県のほうでも国のほうでも力を入れてくださり、458の管理については頑張っていただいているということであります。

ですから、今回の災害中の柳渕の発電所の災害のうちは、間は、何としても県の総力を挙げて、通行止めをできるだけ短時間に、そして事前にそういった雪崩が起きないようにしていきたいということで、現在、力を入れていろいろな雪崩の雪庇取りとかそういうことをやっていただいている。それは、議員御自身も今まで長年の人生の中で感じていらっしゃるのかなと思ってございます。以前ですと、本当に、あそこの場所だけじゃなくて、雪崩が多くて、しおりゅう通行止めがあったわけですけれども、それがなくなったということで御理解をいただければと思います。

そういうことで、1回目の答弁の最後に、迂回路の必要がないような国道、幹線国道にしていくということ、我々も目指していかなければなりませんし、県のほうもそういった認識で動いていただけるように、これから議員の皆様方と力を合わせながら活動あるいは要望をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝議員。

○7番（佐藤 勝君） そういう答弁を私は聞きたくて質問しているわけであります。

特に、柳渕の今、発電所のところは、小さい橋も直したという話でしたけれども、それは工事用で直したんだと思いますけれども、そういうものを、工事完了する前に県だり国だり約束事みたいにして、それを継続して残しておいてもらって、それを迂回路として使うような、村の金あまり使わないで国の金使うような方法取って、迂回路としての位置づけをしてもらいたいと、こういうことを言っているんです、私は。さっきそれらしい答弁を聞きましたので、ああ、幾らか俺も役立ったかなと思って、自己満足しています。

それで、さっき言ったのまだ答弁もらっていませんけれども、危険なところには道路は造らないという、それはどういうことで答弁、さっきの答弁でいいんですか、あのままで。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今ある道路というのは、やはり先輩の皆様、先人の皆様方、できるだけ災害の起きないところを選んで道路を造っていただいているなと思っています。ただ、部分的にも、どうしてもそういった箇所、危険箇所があろうかと思います。そういうところを避けることはできるんですけども、新たに迂回路として莫大な金額をつけて、本道が予算ない中で何年刻みで事業をやっている中で、そちらのほうにまで割く余裕はないんじゃないかなと思っています。

そういうことで、正直申し上げれば、まず、災害の起きない本道を造ったり整備をしたり確保をしていくというのが、私は先だと考えております。そういう意味で、前回か、その前々回か分かりませんけれども、佐藤議員が質問されたのに対して答えたということになろうかと思います。御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） これ、本道と迂回路とは別の考え方やらなきゃ駄目だと私思うんです。

工事するには莫大な予算がかかる。それから、地滑り対策事業の網の中に入っているので、大きな土砂は動かせない。そんな大きなことやらなくたって、前の柳渕のあの道路で、あのぐらいの道路しっかり整備していれば大した変わらないんですよ。だから、本道と迂回路を同じ考え方で、危険なところは造らない、新しい道路は造らない。それはちょっと俺違うと思うんです。もう一回お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 一般的な考え方になりますけれども、今回の話というのは、458の迂回

路としてのことであれば、それは多少のことは、いろいろなことを都合つけながらやっていかなくてはならないと思うんですけれども、本当の小さな集落のためのそういったダブルルートを全て確保するということは、なかなか難しいことだろうと思います。そういったことでの、全てを踏まえた形でのまとめた答弁としてお聞きいただければと。ですから、当然、かたくなにそれを造らないということではなくて、時と場合によってはそういうことが覆るような事もあると思うんですけれども、普通の場合はそういう考え方でいかなければ、やはり幹線道路と、それから普通の生活道路とはまた違うと思うんです。その辺も併せて考えいただければと思っているところです。

決して私は造らないというふうにかたくなに言うんではなくて、予算をより有効に、そして村のお金も大事に使わなくちゃいけないという観点から考えれば、費用対効果だけではないんですけれども、そういう選択をしなければいけないのではないかということを私は申し上げております。

議員さんの立場からすればあれもこれもというふうな気持ちは分かるんですけれども、なかなかその全てに応えることは難しいということをはっきり申し上げておきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） では、次。次ですけれども、これも令和3年、3年かな、の施政方針の中で私が質問したのに答弁したことありますが、村長はもう忘れたと思いませんけれども、村の財政面を考えたとき、大きな投資をしても稼げない道路は造らないという答弁がありました。そのとき私は非常に驚きまして、何言っているのかと思って、それでは稼げる道路というのはどういうことだと言ったけれども、答弁はいただけませんでした。今回、答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私は、稼げる道路というようなことをよく言うんですけども、道路は、ライフラインなりそれから社会インフラの整備としては一番大きなものかなと考えてございます。現在のように職業が多種多様にある中で、昔のように農家、農業一本立てで暮らしていくということではなくて、例えば3世代同居の中でいれば、一番上の御夫婦は農家する。それから、その下の御夫婦はまた別の職業つく。それから、下の若い方々は、遠く、例えば、大蔵村でいえば山形まで、天童までという形の中でお仕事に行かれるということもございます。そういうことで、その基となるのは、やはり安心・安全に速い時間でその通勤地まで行けるということだろうと思います。そういうことで、稼げる道路というのは、生活を支えるために、

収入を得るためにどうしても必要な道路、そのことを私は稼げる道路というふうに申し上げたところがありました。

そういったことで、今、大蔵村も、高速交通網の中の新庄中核工業団地というふうな中でのインター、そこから降りての大蔵村の景色が以前の大蔵村の景色とまるっきり違った感じで大蔵村を見ていただけます。あるいは、舟形から入った場合ですね。舟形から入った場合も舟形のインターを降りて、県道を通って大蔵村に入られる。そういう高速交通網に続く、そういった道路整備、そしてそこにかける予算、そういったものが、お金のかける、あるいはお金を稼げる道路というふうに私は今まで申し上げてきたところであります。別に深いそんな意味はないんですけども、皆さんのが生活するために絶対必要な道路を稼げる道路というふうに総称して申し上げてきたところであります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） どこの、どんな小さい、こんな小さい道路でも、こんな広い道路でも、必要でない道路なんかありません。それだけ言っておきます。

次に行きます。時間も17分きりありませんので。

今まで変な質問だけやっていたんだけれども、これは、村長も頭に来るなと思うかもしれないけれども、これはでも答弁だから。これは、質問と答弁はお互いの立場で議論しているんだから、意見の食い違いがある、これは仕方がない。そのために議論しているんですから。

そこで、今度はちょっと軟らかくなりまして、肘折地区・四ヶ村地区から今回請願が出ました。その迂回路に関して請願出ました。それで、やっぱり請願出すべきだと私は思っていました。よく出してくれたなど。村長は前々から、村や他人に任せるでなく、自分がここで、その地域で何をやるのか、自分で力を出せるのか、それで、自分から動かないと駄目だと言っているので、肘折の方、四ヶ村の人らもみんなそう何とか思いついて、そういう請願出たと思うんです。

私も通行止めのとき、2回ほど現場へ行きました。実際、現場の人とか、バスの中で止まっている人の話も聞きました、あそこで。現場でびっくりしたのは、重機乗っている人2人、あと工事関係者1人かな。あと誰もいませんでした。それで、バリケードも何もなかったです。それから、バスとか何か、バス、乗用車、止まっている人、何十台も止まっていました。日陰まで止まっていました。それ、今、雪崩ついですぐ、すぐ隣また来るような道路だから、バリケードもなかったから、知らないで行って止められたんだと思います。あのまま止まつていて

雪崩来たら、もう何台も雪崩に遭いますね。だから、そういうのをもう少し安全な場所へ待機してもらうとか、手段取ってもらわないと大変だと私思います。

それで、人いないから、しようがないから、私も手伝いましたけれども、その中で、バスの運転手、バスでのお客さん聞いたら、どうですかと聞いたら、このままでは新幹線も飛行機も間に合わないと。それから、自分の行動する時間が分からないと。それから、どうですか、また来ますかと言ったら、いや、友達を連れてくるわけにはいかないと、この状態ではという声があったんです。これは僅かな人聞いただけなんですけれども、来た人みんながそう思っていると思います、私は。

それで、今回は、肘折地区、四ヶ村地区、その地区民全員が多分話し合ってのことだと思いますけれども、請願を出したわけですから、これ総意、総意って全体の意見だと思いますので、これは村としてね、議会としても十分に受け止めて、検討して、要望に応える必要があると思うんですけども、まだ13分ありますから、ゆっくり答弁してください。お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 前段の今回の雪崩において通行止めになった、その場合に、待機をする場合の長蛇の列になっている、その場所にまた雪崩が起きたらどうするということで、大変心配される状況を今お話しidadきました。

この件については、議会の中でも、あるいは一般の方からもそういう話があったということを、総合支庁のほうに、担当部署に伝えて、今後安全に配慮いただけるよう、例えば監視員をつけるとか、あるいは、一方通行にして、逆方向に、雪崩の来るほうではなくて待機するような形にするとか、いろいろな安全策を考えていただけるように申し込んで、お願ひをしたいと思っています。

さて、次の、肘折から出ている、この村道柳渕・蕨野間の迂回路整備等に関するという請願も出ている中で、村としてはどういった思いでいるのかということ、その真剣度を問われたと私は今感じてございます。

当然、施政方針の中でも申し上げましたけれども、大蔵村の基幹産業の一つになる観光というふうなこと、人が来られない、あるいは危険だということは、何よりもマイナス面になる要素だと考えてございます。そういうことから、当然こういったマイナス面をこれから取り除いていかなければ、なかなか人がおいでになれないということだろうと思います。

そういうことで、今まで頑張ってまいりましたし、これからも頑張ってまいります。ただこの道路の件について、もちろん迂回路というのは、例えば、どう言つたらいいんでしょう

ね、まるっきり新しいところをするとなれば、これは大変な作業になりますし、大蔵村だけができるようなものではないと思うんですね、現実問題として。皆さんも、議員の皆さんもそういうふうに考えていると思います。言うは易し行うは難しであります。

ですから私は、申し上げているとおり、今のやはり村道蕨野間の迂回路、道路、村道、県道、あそこを整備するほかはないのかなと思っています。そういった中で、危険箇所を取り除く、あるいは危険にならないような施設を構築しながら対応していく。そういうこと私はしないと言っているのではなくて、やっていかなくちゃいけないんですけども、バイパスのような形ではならないというようなことを、先ほどの答弁で申し上げたところであります。

もちろんバイパスのような形では仕上げたいんですけども、不可能だから言っているわけです。それをやりますと言って、ここで言うはやすいんですけども、じゃあ先ほどの施政方針の中で、村長はこう言ったじゃないかというふうなこと、これ言われるようなことを私は言いたくありません。政治的用語でお茶を濁すようなことは言いたくありません。ですから、責任を持ってやれるものにはやれる、あるいはするものにはする、できないものにはできないというふうに、正直に今まででも答えてきたところであります。これからもその方針は、私は貫いてまいりたいと思っています。

そういうことで、この請願に対する受け答えとして、村としては、早急に、先ほど申し上げたとおり、できることは、迂回路として今までやってきたわけですので、しっかり対応できるように頑張ってやっていきます。ただ、筆界未定地とか、そういったことなかなかできないものについてはどうしようもないということを御理解いただきます。ですから、待避場とか、そういった整備とか、それから、できるところは道路を幅広くするということ、そういう対応になるかと思いますけれども。あるいは、車が、今、非常に高級車が多い中で、木々、いわゆるしば木とかそういうものが道路に突っかかっておりますと、なかなか、避けて通るものですから、道路幅いっぱいに車が走ってしまうようなことがありますので、そういう路肩あるいは斜面について、そういう草木をきれいに刈り払うとか、そういうこともしっかりやっていきたいなと思っています。そういうことで、決してこの道路に関する整備に関する請願をないがしろにするようなことはございませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 時間見ながらで大変なんんですけども、村長、私、バイパス補足とか、それから規模の大きい道路を造れなんて1回も言っていません、1回も。今、村長はそう言つ

たけれども、それは答弁のあやかしみたいな感じで、誰も言っていません、そういうことは。ただ、今、柳渕の道路を何とか1車線でいいから通れるようにしてもらえないかという請願でもあり、私の質問なんです。それを、何か俺聞いて今よ、おかしいな、バイパス、新しい道路新規にできません。私は、そういう意味でできませんと言っているんでして、それは質問の擦れ違いではないかと思うんですけれども。

これ納得できませんので、もう一回答弁お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員の1回目の質問で、私が先ほど言ったとおり、1億幾らかけてやっていたのに、全然整備をしていただけなかったというふうな最初のやりとりがあったものですから、そういう受け答えになっているものと思います。その点を御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 私、1億何千万円なんては知りませんで、全然整備してもらっていないなんて1回も言っていません。ちゃんと蓋かけてもらったの承知しております。整備してもら……、ただ、質問を受け入れてもらえなかったと言っているだけで、整備をしてもらっていないなんて1回も言いません。だから、自分の答弁をそういうふうにあれするような答弁はまずいと思うんですけれども。どうですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） それは、流れのやり取りでそういうふうにじやああったものということで、私は今勘違いして答弁を申し上げたということで、そのことについては撤回いたします。
それでよろしいでしょうか。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 何回語っても大体同じですから、これでやめます。
ありがとうございました。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 8番加藤忠己君。（「8番と言ったけれども5番だ」「5番」の声あり）ああ、5番、5番、悪い悪い。訂正いたします。

〔5番 加藤忠己君 登壇〕

○5番（加藤忠己君） 私は、村長に対して質問いたします。二日町地区水田基盤事業とポンプ設備の更新。

村においては、赤松、通り、鳥川地区で水田の基盤整備が行われ、現在熊高地区で面工事が

行われております。当二日町地区にも事業採択に向け進んでいますが、二日町地区は開田であり、ポンプによる揚水は不可欠です。このポンプ設備は開田の当初より稼働しており、50年以上経過し老朽化が激しく進んでいる状況にあります。

地区では当初、農地の整備とポンプ事業の更新は一つの事業としてできると理解していましたが、ポンプ更新の事業は基盤整備とは別の事業であり、地区的負担金が生じると説明を受けました。米の価格が将来において不透明な中、地元負担金は、継続できる米作りに大きな負担となります。担い手に地区の農業を託し、若い農業者に意欲を与えるためにも、村負担金分を増やし、地元負担金分が少しでも少なくなることを農家は望んでいます。このような状況、村長の考えをお願いします。

次に、県道大石田畠線より二日町に入る村道比良・二日町線は、道幅が狭く勾配も急で、途中でカーブしています。将来、農業機械が大型化し、道路の拡幅が必要となった場合、県の指定史跡の中を通る村道の拡幅工事等は県の許可が必要になると思うが、通常許可を得るのにどのぐらいの期間を要するものか、見通しまたは他の市町村でこのような事例があり把握していれば、ぜひ説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「二日町地区水田基盤事業とポンプ設備の更新」という、加藤議員の質問にお答えいたします。

二日町地区の県営基盤整備事業につきましては、当初計画では単独での事業採択を目指し、揚水ポンプの更新も含めた事業計画で進行しておりましたが、計画策定中、事業費を試算した結果、10アール当たりの事業費が370万円となり、新規採択の指標値10アール当たり290万円を大きく上回り、加えて費用対効果を出すための高収益作物転換面積が52%と、採択に向け現実的な内容とはならないことが判明いたしました。

この状況を農家の皆さんに説明したところ、ポンプの改修なくしてこの基盤整備事業を実施する意味はないという意見が大半を占め、その意見を考慮し、最上総合支庁農村計画課で検討した結果、ポンプ整備事業は別事業で対応し、二日町地区の基盤整備は、既に採択済みの自須賀地区に編入する形で実施するという案が出されました。地区としては、二日町地区の農地の将来を見据え、地元負担は発生するものの、このチャンスを逃すことはできないのではないかという意見でまとまり、現在その方向で計画の見直しが行われております。

さて、議員質問の村負担増による地元負担の軽減についてですが、事業採択に向けた調査計画費等について、本来地元が負担すべき経費を全額村が負担していることや、既に基盤整備事業が終了している地区、現在進行中の地区に対して不公平感が生ずることから、地元負担分を村が負担することは難しいと考えております。

現行の県営基盤整備事業における事業費の7.5%の地元負担は、担い手への集積率を上げることにより、後に補助金という形で交付され、実質負担が少なくなるわけですが、ルール外のかさ上げ措置ということは今後の事業推進に支障を来すことも懸念されることから、事業の負担率については、あくまで現行のルールどおりで実施する方針でございます。

事業計画の策定については、できるだけ地元負担が少なくなるよう考慮しておりますが、ポンプ性能の省力化による事業費の削減、効率的な揚水システムの構築や反復ポンプの設置等による維持費の削減ができると考えられます。県、土地連、改良区、地元と連携しながら、できるだけ安価に施工できる事業の検討と、維持費を極力抑えるような揚水システムの構築を検討していきたいと思います。

次に、村道比良・二日町線の拡幅についてですが、令和3年10月に県の文化振興・文化財活用課の事前調査を受けた結果、県営基盤整備事業において外堀を含む北側については、地下遺構の保存に重大な影響を与え史跡価値を損なうとして事業地区外となっております。したがいまして、村道も史跡範囲の中を通っているため、現状は拡幅は難しいものと考えます。

村といたしましては拡幅の計画はございませんが、文化財活用課では、今後、住民生活に著しく支障を来す理由から村道を拡幅しなければならない場合は、県への現況の変更届により発掘調査を行うこととなり、許可までの期間は、発掘調査に要する期間と発掘調査の結果によるということあります。また、県ではこうした事例は近年ないということあります。

県営基盤整備事業の採択については年々要件が厳しくなり、現在採択済みの地区においても地元の要望を100%反映させることができなくなっている現状がございますが、本事業は10年後、20年後の本村農業の存亡をかけた事業であることを御理解いただき、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今、村長の答弁をお聞きしましたけれども、負担分の割合をいじることはできないということは想定内の答えだと思います。

基盤整備事業を行うに当たりまして、本来、農家が負担する分、設計とか調査とか、そういう費用を村で負担しているということは承知しています。それについては、一応感謝を申し上

げます。

村長は、村の土地改良区の理事長も歴任しておりますし、米作り農家の厳しさも分かっており、二日町の状態についてもある程度把握していると思います。

答弁にありましたけれども、地区でもいろいろお話ししました。水田の整備の事業とポンプの改修は別事業であり、何ていいますか、整備事業に伴う高収益作物の作付の面積の割合が想像していた以上に広いこと、そういうことで、本当にできるのか、だったらどこまであるのか。ポンプは、水が必要ですし、必ず水は必要になりますので、ポンプは一度更新開始しなければいけない。あとは水道だけ直すか。いろいろありました。この答弁の中にもありましたけれども、結論としては、二日町地区の農地の将来を見据えということで、中途半端に整備するのではなく、ポンプの施設と水田の基盤を整備し、作業の効率をよくし、田んぼの価値を高めて使用し、ひいては担い手や次の世代に渡すべきじゃないかという結論に達し、両方の整備を一応やろうということになりました。

しかし、村長、現実としてですよ、米の値段が下がり、上がる要素は今見られない状況であり、肥料も上がります。農薬も上がってきています。そして、近頃、農機具の燃料代、ガソリン、軽油、どんどん上がってきています。それから、土地改良区の賦課金、ポンプの電気代。それでこのたびポンプを改修するとなると、ポンプの改修費用が概算で1億4,000万円というふうに、この間、資料見せていただきました。これを20年で反別割りで割ると、ある程度、4,000円から5,000円、3,500円から4,500円、20年で、何ていいますか、利息を含めないで払うような計算になります。

何ていいますか、借金や賦課金が多ければ、次の世代の人に拒否されるようなことも考えなければいけません。引き継いでくれません。やっぱり少しでもこの負担金や借金をなくして、担い手といいますか、次の世代の人たちあたりに渡してやったらいいんじゃないかというふうな、みんな思いでいます。

この答弁の中にありますけれども、できるだけ安価に施工できる事業の検討と、維持費を極力抑えるような揚水システムの構築を検討していきたいと思いますということなんですけれども、ぜひこれを実施して、実行していただきたいと思います。

通告書と同じような質問になりましたけれども、改めて村長が思うところあれば、お願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、加藤議員の再質問の中にありましたけれども、用地を持たない土地

改良区理事長として、6年間務めさせていただきました。これはひとえに大蔵村の農業施策として考えていかなければいけないだろうという思いで、その職を担わせていただいたところでありました。

大蔵村には、議員御存じのとおり、3つの大きな、大きなといいましょうか、全体から見れば小さいですけれども大蔵村としては大きな土地改良区3つございました。

まず、第一の目的としては、それを合併するということ、そして、大蔵村の土地改良区をその土地改良区で実施していくということが狙いでございました。それについては、3つの土地改良区の代表あるいは組合員が賛同してくださり、令和2年でしたか、令和元年ですね、令和元年にその事業が達成したところであります。そういったことで、最上郡の他の土地改良区から見ても、ある程度遜色のない面積の中の土地改良区を立ち上げることができたということであります。そういったことで、賦課金もよその地区よりも安くということで維持管理できているというのは、本当にその合併統合したからこそできていると感じてございます。

その理事長をさせていただきましたし、そういったことで、村からは、土地改良区そのものにも積極的に補助をさせていただきました。最初は議会の皆様方の了解を得まして、立ち上げということで人件費が必要だろうというようなことで600万円、これを3年間続けさせていただきました。その次の年の3年間というのは、300万円になります。そして、令和4年度から、来年度になりますけれども、その半分の150万円させていただきました。

補助金の目的というのは、ある程度、その事業、そういったものを軌道に乗せる、それに対して村からそういった形で支出をする。これは際限があることであり、ある程度その目的を達すれば、それを減額もしくはなくしなければならないという規定がございます。そういうことの中でさせていただいているところであります。それも多くの組合員の皆様方が、改良区の皆様方が入ればこそできるものであります。そして、今回のその各地域の土地改良区の基盤整備事業、それもそういうような形でできております。

ちなみに、加藤議員からおっしゃっていただいた白須賀地区全体の村が支払っている経費として、まだ基盤整備に入る前の段階としての経費を今までどれぐらいかけていったのかということを申し上げます。

ソフト事業として8,260万円かけてございます。その中で、大蔵村が皆さんに代わって負担しているのが2,227万2,000円、これを支払いしているんですね。まだ面工事に入る前であります。これから面工事に入れば、国が55%の補助率、県が27.5%の補助率、村が10%ということで、受益者は7.5%になるんですよ。昔は考えられないことありました。自分の土地に対し

て各関係機関からこれほど支援していただけた。こんなことはあり得ないございました。

しかし、時代の流れで、国の施策で、農業の大切さ、そういったものが、環境に及ぼす影響、そういったいろいろな目的があり効果があり、それが評価されてこの結果になると思います。

村が、これ10%、1割を払わなくちゃいけないという規定があります。そのほかに、何回も言いますけれども、村が設計、調査、図化作成、換地費、全て村100%持ちです。これは山形県にありません。こんなことやっている市町村は。なぜこんなことに振り切ったのかと、議会の皆様方の了承を得て。大蔵村は、極端に基盤整備が遅れていたんですね。それで、水稻いわゆるお米だけでなく、他の園芸作物、それを作るにも、やはり労力に余力がなければ駄目だということ、それから考えて、田んぼに費やす時間を短くして、そして、そういった他の部門に労働力を分配して、いろいろな作物を作成する。作る。それで農家収益を上げるということが大きな目的がありました。実際それになっていただいております。

そして、じゃあポンプのあれというのは、どこの基盤整備でもなくして、今回は二日町特有のものであります。ポンプ事業に関しては、国が55%、県が14%、村が13%。ここでポンプ事業に対しても82%の補助をしているんです。今、補助金の中で82%というふうなものは、5割を超えるものは、農業関係しかございません。これだけ農業が優遇されているんですね。さらにこのほかにまたとなると、なかなかほかの地域の理解も得られないんじゃないかなというふうなこと。そういったことの考え方から、先ほど1回目の答弁で申し上げたことになっているわけであります。

ただし、もう設計費あるいはそういった調査費とか、そういったものは、最初の約束どおり、このポンプ事業においても、村が持っていきたいと思っています。これも本来は農家負担のはずであります。ですから、私は実際できないとはここで言っていますけれども、こちらのほうで支援をさせていただく。あるいは、ポンプ事業したときに、圃場に1回上げた水を下に落とさない。圃場内で循環をさせる。そのための設備も整えていくべきだと考えています。それにも補助金が適用されます。そうすると、今までの電気料金の半分とは言いませんけれども、そういう形で作付ができるんじゃないかなというようなことを期待しています。

そういうことで、いろいろな事業について、より効果の上がる事業にしていきたいということで、村では一生懸命頑張っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

これも今、確約ではないんですけども、事業変更があったものですから、県のほうの最上総合支庁の農村計画課のほうにお願いをし、今そちらのほうに向かって進んでいるところであります。確実にできるという返事はいただけておりませんけれども、恐らく了承していただけ

るものと思い、今、進んでいるところであります。その件は、加藤議員も、大蔵村土地改良区の幹事もなさっている、そして今まで白須賀土地改良区の会計を担当なさっていた役員でもいらっしゃるので、細部についてはよく御存じかと思います。

そういうことで御理解をいただきたいと思います。以上です。（「これで終わ……、これで」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今、村長からいろいろ補助金についてもお聞きしましたけれども、大体内容は私の耳にも入っているような内容ですけれども、調査費とか設計費とか、それに対しては先ほど御札を申し上げましたとおりであります。

ただ、村長に言いたいといいますか聞いてもらいたいのは、とにかく水田経営は非常に厳しいです。米作り農家は赤字です。それだけは覚えていただきたいと思います。

しかし、農家は米作りはやめることはできないんです。続けていかなきやいけないです。何とかあれば補助よろしくお願ひします。

以上です。答弁要りません。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時04分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 次は村道の件でありますけれども、この比良・二日町線は以前より要望は続いております。何年前かの清水城の見学者といいますか、何ていったら、見学なんでしょうか、その人たちが多く来て、農作業のトラクターとかコンバインとか通るとき、接触とかあって危ないからということで、拡幅と駐車場ですか、それを要望して、道路はこのとおり史跡の中を通っているということで、難しいということ言われました。駐車場については、区域外に一応造っていただきました。それは便利に利用させてもらっていると思います。

基盤整備が始まっています、何ていいますか、田んぼが大きくなれば当然機械も大きくなってくると思います。またそのときにそういう話が出てきて、要望も出てくると思います、将来的には。早ければ、もう基盤整備が終了した段階で出てくる可能性もあるんじゃないかなと、私は思い

ます。

今回も、何ていいますか、区域の中にある田んぼですね、それは基盤整備から除外されています。区域内だから駄目だということだったと思うんですけれども、考えてみれば、その道路は昔から住民が利用していて、仕事に行ったり、村長の言う稼げる道路だったわけですよ。それがある日、ここを指定しますよと言われて、じゃあもう何かやる、工事でも何かやるんだつたら県の許可を貰てくださいとかと言われると、やっぱりあそこの毎日通っている人は迷惑なことかもしれませんけれども、県はそれなりに史跡も大事だと思ってやっているんでしょうけれども。

こここの答弁にある、著しく、住民生活に著しく支障を來すというのはどういうところまでなんでしょうか。当然、土砂崩れになったとか雪崩があったとかいいたら、著しく支障を來す。冬はほとんど通りませんけれども、そういうのだと思います。この通行量から見て、著しくということに今現在は入っていないと思いますけれども、このような状況で、住民から再度強く、拡幅とか改修とか要望が出てきた場合には、今のところ、村長はどういう対処というか、考えていないかもしれないんですけども、対処になるだろうと思いますか。この辺お聞かせ願います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） こここの文中にあります住民生活に著しく支障を來す理由からというときに限り、村道拡幅が認められる場合もありますよというふうなニュアンスのものだと私は捉えてございまして、この著しくというのはどういうことかといいますと、やっぱり毎日の生活というふうなことあるんじゃないかなと思っています。この場合は、あそこの見学というか、清水城址の見学、あるいは農繁期においては田んぼでしょうから、恐らく春先の田植時、あるいは今は、議員おっしゃるとおり、農機具が非常に大きくなっているということで、道路いっぱいに通行するということで危険性が出てくるということもあるかと思います。

ただ、このどちらが大事かと、いわゆる村民生活の中のこういった農作業と、それからこういった非常にまれに見る遺跡が、どちらが大事かということは、卵が先か鶏が先かみたいな、そんな感じだと思うんですけども。今まで県のほうでもこういったことがなかったということは、やっぱり事業除外される事業地区外というふうに指定されれば、これはお金で買えるようなものではありませんので、何とかそれを復元なりいろいろなことをしていかなければならないという思いで、地元民にとって迷惑ということもあるんですけども、祖先といいましょうか先祖がそういう経緯があったという歴史的なものもあるし、何とも言えないかと思います。

す。ただ、簡単に、この遺跡の発掘も含めて全てをクリアした中で、そういうふうなことがで
きるようになればと思いますので、当然1年や2年、あるいは、白須賀の458の上竹野遺跡の
遺跡のこともあったとおり、ああいった大工事でさえ遅れる、あるいは、そちらのほうが完了
しなければ工事を施工してはいけないよというふうな今の規定の中では、なかなか難しいもの
なのかなと理解してございます。

そういうことで、今後どういった手立てができるかということも、役場本位は当然ですけ
れども、地域住民の皆様方の、例えば、この基盤整備の際に減歩率を出してそういった幅を確
保していくとか、そういういろいろな身を削るような形の中でやっていかなければならぬ
ものかというふうなことも、いろいろな方法があるのかと思います。ただ、今のところでは手
がつけられないというのが現状ではないかと。

大変不安定な答弁になってしまいましたけれども、今申し上げられるのは、私の頭の中とし
ては、それぐらいしかございません。何か議員としていいことありましたら、御協議願いたい
と思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤議員。

○5番（加藤忠己君） 最後になりますけれども、村長、答弁は要りません。今、手がつけられ
ないということなんですけれども、村民、住民から強く要望が出てきましたら、適切な対処お
願いしたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） 私からは、2点、村長に質問したいと思います。

まず第1点は、豪雪対策本部設置要件の見直しなど、実情に即した豪雪対策をということです。2問目は、介護職の待遇改善が保険料等の負担増に直結しないように配慮をという、この2点について質問したいと思います。

まず第1点の豪雪対策本部設置要件の見直しなど、実情に即した豪雪対策をであります。

首都圏などでは数センチの降雪で大雪警報が発令されている中、豪雪地帯では、積雪数メー
トルの生活が冬場は常態化しています。少子高齢化が進み、豪雪に慣れているからでは済ま
れない状況に既に至っています。気象を変える技術は今のところありません。温暖化防止策を
進めながらも、豪雪対策に力を入れざるを得ないのが実情だと思います。そこで、豪雪対策本
部等に関わる要件の見直しについて村長の考えを伺います。

自治体ごとに設置を判断するのは、地方自治から見て理解できます。しかし、社会・経済情勢が一昔前と違う中で、もともとの豪雪地帯という理由で設置基準が厳しいままであるとすれば、見直しを図るべきだと思います。

具体的には、村内でも平場と山間部では積雪状況が違いますから、村一律に豪雪対策本部を設置するのではなく、設置基準の緩和と併せて、山間部を対象に早めに設置するなどの対応は取られないでしょうか。

2つ目が、職員の人員配置の課題もありますが、沼の台・肘折防災センターなどを支所（窓口）として豪雪対策をより現場に身近なところで講じることはできないでしょうか。

3つ目が、今シーズンのことですが、今シーズンの豪雪対策本部設置時期について、特に山間部の住民の方からは、「対策本部設置が遅過ぎる」「村より積雪の少ない自治体のほうが先に対策本部ができているのはどういうことか」「1日違いで既に除雪・雪下ろしをしてしまったので除排雪補助金の対象にならない」などの声が寄せられています。これらの声に応えて、例えば、豪雪対策連絡会議が設置された1月6日に遡って除排雪補助金の対象にするなど、救済を考えてはどうか。

4、また、この除排雪補助金申請を行う際、現場写真等の添付書類を提出できなくても、できるだけ住民の実情に即して、代替書類等の添付で可能とするなど要件を緩和してはどうか。

以上の点で村長の考えを伺います。

次に、2つ目ですが、岸田政権の新しい資本主義の目玉政策として、介護・保育・看護職などの賃上げ策が、今、議論されています。他産業に比べ介護職などは著しく賃金が低く、処遇改善は、介護職月額9,000円の引上げにとどまらず、大いに進めるべきだと思います。

他方で、当面今年9月までは、この処遇改善を補助金交付で賄うものとしておりますが、10月以降は、介護報酬という形で対応することも想定されています。この場合、現在、介護保険第8期の途中ですが、途中で保険料の引上げとなることも懸念されています。保険制度の宿命でもありますが、処遇改善の必要性と住民負担の在り方を村長はどのように考えているのでしょうか、伺います。

まず、以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「豪雪対策本部設置要件の見直しなど、実情に即した豪雪対策を」及び「介護職の処遇改善が、保険料等の負担増に直結しない配慮を」という佐藤雅之議員の質問に

お答えいたします。

まず初めに、「豪雪対策本部設置要件の見直しなど、実情に即した豪雪対策を」について、答弁をいたします。

先ほどの報告事項と重複する部分もございますが、御了承いただきたいと思います。

本村は日本有数の豪雪地帯であり、その地に暮らす者の宿命とはいえ、毎年、雪処理に苦労する住民の姿を見るに、克雪の重要性を私も深く認識しております。その上で、雪による事故を未然に防ぐ啓発活動と併せ、道路除雪の徹底、生活弱者への除排雪支援について常に意を配しているところでございます。

さて、この冬の降雪及び積雪状況を見ますと、肘折及び沼の台観測所の数値は平年に比べ1日当たりの降雪量が比較的少なく、平年の積雪量で推移をしておりました。一方、平野部においては、平年より積雪量が多い傾向となりました。こうしたことから、他市町村においても豪雪対策本部の設置が相次いだところでございます。

本村では、年末から年始にかけて少しまとまつた降雪を観測したことから、1月6日に雪害事故防止連絡会議を設置し、雪による事故や被害を防止する啓発活動に努めたところでございます。

議員から質問をいただきました豪雪対策本部設置等に係る要件の見直しについてですが、本村の設置基準は平成26年に策定し、その都度、実情に合った設置基準の見直しを行ってまいりました。観測地点は村内3か所とし、過去10年の最大積雪深の平均値を基に、その10%を増加した積雪深を豪雪対策本部設置の基準としております。もちろん、通常でない連続した降雪があった、あるいは連続した降雪が見込まれる場合や、村民の生活に著しく支障が出るような場合は、これら基準以外でも対策本部の設置ができるよう、その基準を明確かつ柔軟に活用しているところであります。

豪雪対策本部は、雪による災害を未然に防止し住民の生命と財産を守り、村民生活の安定を図ることを目的としております。その目的からすれば、本村では1月6日からこうした活動を行っており、対策本部の設置が遅いといった考えは持っておりません。

豪雪時に雪害事故防止連絡会議を設置するか豪雪対策本部を立ち上げるかは基準を持っておりますが、先ほども申し上げましたように、その時点の積雪状況やその後の気象状況などを考慮して判断しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、対策本部の設置に合わせて制定しました「豪雪対策除排雪事業」について、お答えいたします。

豪雪対策本部における窓口を沼の台、肘折防災センターにという御意見をいただきましたが、職員配置などを考慮した場合、困難と考えます。

また、豪雪対策本部の設置に併せ、住家の除排雪費用の軽減を図るために豪雪対策除排雪事業を実施しておりますが、他町村にはない本村独自の支援策であり、豪雪地帯であることに配慮したものでございます。

しかし、原則として考えていただきたいのは、自分の財産は各自で守ることが大前提でありますし、豪雪対策本部の立ち上げを待って除排雪を行うようなことではないはずでございます。議員からは適用月日の遡及などについても御意見をいただきましたが、先ほども申し上げましたように、生活弱者と言われる方々の除排雪費用に対する福祉側からの支援は、対策本部設置の有無にかかわらず用意しておりますので、これらの遡及を行う考えはございません。

補助金申請時の写真添付の割愛については、補助金の適正な執行という観点から、最低限提出すべき添付書類の一つであると考えます。この事業に限らず、ほとんどの事業で添付書類としておりますので、御理解をいただきたいと思います。

今年の冬はほぼ平年並みに推移した感がございますが、国内有数の豪雪地帯である村においては、雪への対策は重要なものであります。今後とも、雪による事故防止とともに、村民の方々の安全確保に鋭意取り組んでまいりますので、特段の御理解をお願いし、答弁といたします。

続きまして、次に2点目の「介護職の処遇改善が、保険料等の負担増に直結しないよう配慮」という質問にお答えいたします。

全国的に高齢化が進む中、介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の確保や職場での定着が必要です。加えて、業務上の負担に比べ賃金水準の低さが指摘されていることなどを考慮いたしますと、私も処遇改善は重要なことと認識しております。

さて、議員が御懸念されております介護保険料の第8期途中での引上げについては、実施する考えは持っておりません。これは、介護保険上の制度上、現在の保険料で不足する場合は、村の介護給付費準備基金を取り崩して補填することになっております。それでも不足する場合は、県の財政安定化基金から借り入れし補填を行うといったセーフティーネットが準備されているからでございます。

また、議員からは、住民負担の在り方について考えはとの質問をいただきました。

現在の介護保険の財源は、国や県、村の負担である公費で5割、残りの5割を保険料で賄うことになっております。今後、介護需要の増加が見込まれる中で、処遇改善に伴う費用負担を

保険料に転嫁することなく、国の責任で広く国民皆が負担する仕組みをつくっていくべきではないかと考えております。そのために、町村委会などで考え方を統一し、国に働きかけてまいりたいと考えております。

大蔵村の保険料は、基本額5,800円と県平均6,110円より低くなっています。この傾向を今後とも継続したいとの思いを強くしておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁をしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） まず、豪雪の問題ですけれども、基本的なところからお伺いしたいのですが、村長の認識として、雪害は自然災害だという認識を、今のこういった豪雪の中でお持ちでしょうか。まずお聞きします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 自然災害だと考えております。ただ、いろいろな事情によって人災にもなり得ることもある場合もあると思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今日、村長が施政方針を述べられたわけですが、こうした中で、まず最初のほう見てみると、なるほどなと思ったんですが、今までこうだったからこれからもこうだといった固定概念を持っていたのでは、時代から、時代の流れから取り残されてしまうということが言われていますよね。あと5ページのほうに、中頃なんですが、大規模災害から村民の生命と財産を守らなければならないとの思いを常に持ち続けていますと。なるほどなというふうに私も感心して先ほど聞いていたわけですが、これまでの考えよりも、今までこうだったからではなくて新たな発想でという決意表明だと思いますし、あわせて、大規模災害、自然災害に対しては、村民の生命と財産を守るということが村の役割だというふうに言っているわけですが、総論ではすばらしくなっているわけですが、各論に来ますと、例えば、自分の財産は各自で守ることが大前提でありますし、豪雪対策本部の立ち上げをもって除排雪を行うことはないはずですとあるんですが。もちろんこれは相矛盾するものではなくて、両方の側面があることは理解できますが、ただ、こういった総論で言っていることと、大前提として個人の財産は個人でというのは、相矛盾しない部分もありますけれども、個別の問題としては矛盾する部分もあると思うんですね。そういう観点からすると、施政方針演説と、この私への答弁である、個人の財産は個人でということの部分をどのように村長は理解されているんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の施政方針と今答弁申し上げていることは、何ら相違もございませんし、矛盾もございません。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） もちろん個人の財産は個人で守る、これは大事な観点だと思うんですが、やはり少子高齢化という時代の流れや、今までの既成概念とは違ったことをしていかなければ生き残れないということも言われています。

それで、昨年の豪雪対策本部設置と除排雪については大変感謝しているところであります。それまでは重機を使わなければ駄目であったり村内業者じゃなければ駄目という、そういう側面を取り扱ったという意味では大きな改善だということで、大変ありがとうございますし、上から目線かもしれません、評価もしているところであります。

今年の豪雪状況を見ますと、確かに、アメダスで見ると、私も実感とは違うんですが、3メーター積雪量が行くというのがなかなか、もう行ってもおかしくないんじゃないかなと思っても、客観的な数字としては3メーターになかなか到達しないような状況がありました。2月2日、積雪量調査を行きましたけれども、金山地区や鍵金野のほうでは3メーターを超えるような積雪ではありましたが、肘折はそのときも二百九十数センチでした。そういう、客観的に見るとそういった数字の違いは出てくると思うんですが、決して去年よりも今年が楽だったという感じではないと思うんですね。

それで、コロナ禍でもありますし、こういった中で、弱者を救うというのも大事なんですが、あわせて、やはり普通に営業している、普通に暮らしている方の生活を守るという意味もあると思うんです。そういう意味では、もともと肘折は豪雪で、それに耐えてきたんじゃないとか、私はよそ者で後から来たのでその部分の経験は薄いわけですが、そういう、もともと住んでいる人からも、今年も大変だったと、もう何とか助けてもらいたいという声がある中で、去年の場合は遡及をして対応した部分もあったと思うんですが、今年も、例外を毎回やっていたら切りがないということかもしれません、そういう早めに除雪をした方の、除排雪をした方の声にも応えられるような方向で制度の見直しをしていただきたいと思うんですが、再度質問します。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど端的に私答えましたけれども、施政方針と、今現在こういった形で答弁することが矛盾していませんよというふうなことを申し上げましたけれども、当然、佐藤議員おっしゃるとおり、そういう判断をした場合は、ちゃんとこういった形で豪雪対策本

部も設けました。

ですから、やはりけじめといいましょうかね、今までの状況から一歩また踏み出した形でするには、何かしらの根拠がなければ駄目だと思うんですね。それは、私、何いつも言っているかというと、やはり村民の安心・安全を守る、それから生命、財産を守る。これは、私がいつもこれ言っておりますけれども、毎週、週の初めに職員に対して、朝礼のとき、いろいろなお話を申し上げております。そのときに必ず使っている言葉であります。耳なりすずめのような感じもしますけれども、言っているのと言わないのでは、大きな違いが出てくると思うんですね。

これも1つ、職員の自慢話ということではなくて、見事にそれに職員が応えてくれている、実績としてですね。山形県には35の市町村ありますけれども、大小にかかわらず、特別大きなというようなことで背任行為、あるいは大きな間違い、あるいは素行不良、そういった職員がマスコミに載るようなことは、今まで私になつてからは一度もございません。これは私の評価ではなくて、職員がそういった村民を思い、そして自分を思い、いろいろなことで気をつけながら頑張っているよというような証拠だと私は考えてございます。まずそれに敬意を申し上げるということで、職員ですね。

それで、仕事に入りますけれども、今、実績として、いわゆる県・国の上部団体として、大蔵村は今回、例外に雪が少なくなったよという事例を1つだけ御紹介申し上げます。

いつも大蔵村、日本でも有数の豪雪地帯として知られているわけでありますけれども、こういった大雪の場合は、必ず交付税の前倒しをして、繰上げ交付なんかをするんですよ。それで、先ほど申し上げたとおり山形県35市町村ありますけれども、今回これが適用にならなかつたのが5つの市町村だけなんです。30町村が全て該当になった。その中でその5つ、該当しない5つの中の1つに大蔵村が入っているんですね。

というと、要件はどうなんでしょうかというと、観測データによって令和3年11月1日から令和4年2月22日までの積雪の積算値、いわゆる降った量を毎日積み足していくんですね。その長さが10メートルをまず超えていなくてはならない。1つ目です。2つあるんです。これは大蔵村クリアしています。毎年それぐらいの雪が降るわけですから。

2つ目。上記期間で、積雪の積算値が過去5年間の当該期間の平均の1.3倍、または令和2年の該当期間の1.5倍以上になったか。これが今回クリアできなかつたんですね。それだけ大蔵村にしてみれば、例年から比べれば逆に、例年なんですけれども、雪が少なくなった。平均値よりもですね。そういうことが見事にこれは証明されている。そういったことで、特別交付

税の繰上げは受けられなかったということなんです。

ですから、毎年のように、年齢的にも年行けば、当然毎年、雪の負担といいましょうか、難儀さは多くなってきます。そういう年齢的なもの、あるいはその時期が来れば、その難儀をする、その苦労がやっぱり毎年苦になってくるということ、そういういろいろな条件が、さも大雪になったかのような錯覚を覚えていることも事実ではないんでしょうか。

私はそれを言いたいのではなくて、やはりこの地域で生活していくには相互扶助、そういう考え方も必要であって、すぐ補助ありきは、そういった体制からある程度脱却しなければいけないんじゃないかなという思いも実はございます。先ほどから私言っているように、こういった全戸を対象とした補助金制度を設けているのは、恐らくないと思います。ですから、全戸じゃなくて、福祉サイドの中で補助金はしっかり生活弱者と言われる方々には設けてございます。議員御存じだと思いますけれども、これも運用、使いやすくしまして、しかも金額も上げました。普通、平場は2万7,000円の補助金なんです。いわゆる住民税非課税だったり、高齢者のみ世帯のそういったところでいきますと2万7,000円。これに豪雪対策本部というようなものが設立されると、5万4,000円まで上がるんです。ですから、今回は上限として5万円の補助金でしたよね。それ以上にある。それから、山間部においては3万6,000円のところが7万2,000円に格上げになります。増額になります。この基準は何かというと、以前は8,000円の3回とか8,000円の4回としていたんですよ。それを9,000円に値上げしました、1回ですね。そして、その3回、4回を、6回、8回というふうに倍にしました。それで、これ回数ではないです、もう。ですから、何回使ってもいいんです。この金額の中で何回使ってもその金額は補助しますよというふうに、議員のおっしゃる、いわゆる今までの殻を破って、より使い勝手がよく、そして、皆さんにきちんと理解していただける、そういう方向に変えてございます。そういうふうに、できるところは果敢に変えてございます。

それから、今回から新しく今年度取り組む事業についても、議員の皆様方にプリント、資料を申し上げました。あれについても、今回いろいろな形で、新しい事業を盛り込んでいます。ですから、除雪にかかわらず、いろいろなことを一步踏み出して、二歩も踏み出してやっていふんだということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 除雪や防雪対策で、福祉の部分でというのは分かるんですが、やはり福祉の側面だけでは支援できない一般の世帯や事業者、そういったところの支援がやはりもう少

し必要なんではないかなと思うんですね。そういった意味で、なかなか、頑張ってはいるんだけれども、そういうところが住民から必ずしも、評価はされているんだけれども、もっとお願ひしたいという声も上がっているのが実情だと思います。

あと、県の特別交付税の関係でいうと、ふだんの1.3倍とかという、そういう基準ですよね。それは国の基準ですから、村の基準ではないんですが。もともと雪が降っている豪雪地帯だということで、それが前提にあって1.3倍とかというふうになっていると思うんですが、その数字を、私、県に行ったときも言ったりしているんですけども、もともとある、雪が降るんだから、それを前提にその1.3倍となると、豪雪地帯がなかなかそれに対応しなくなってしまうわけですよ。その辺は私は矛盾だと思うので、村長、その点はどう思いますか。ふだん降っているからその1.3倍となれば、大蔵村はもう今回は対象にならなかつたというわけですけれども、平年の1.3倍だとかという、その基準の立て方に疑問はないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も、議員のおっしゃるとおり、大蔵村は当初でもう雪が降ることは決まっていますし、多少の増減はあるにしても大変難儀されていることは、それは皆さん承知であります。ですから、大蔵村がもらえないと。例えば完全に降らなかつたらそれでもいいんですけども、平年並み、それ以上に降っているんであれば、これは当然該当してしかるべきというふうな抗議といいましょうか、意見はしっかり申し上げております。そういうことで、私もそのことについては、議員と同じ思いであります。ですから、国レベル、県で見れば、そういう基準がしっかりとあって、それを準用しているということあります。

ただ、私は、これがもっと交付税の繰上げですか、繰上げみたいな形で来るんだったら、問題はないんですね。除雪の交付金として、雪対策交付金として来るんであれば、これは我慢できないなと思っております。決められた額から早く来るのであれば、それはちょっと待てばいいわけです。同じ額しか来ないですから。交付金、補助金として来るのはそれにプラスになるですから、そちらの分は何としてもいただかなくちゃいけないと思っています。一つの証明として、今年においては雪がそんなに余計降ったというわけじゃないんですけども、除雪の回数、それから、何というんでしょうか、時間、それが例年より多いような感じがするんです。そういうことで、前回、皆様方に8,000万円の除雪費、排雪の補正をお願いしました。それから見ますと、非常に雪に関する予算は使っているということですので、私はそういう理論でいきたいもんだなと思っています。そのことは、国会議員の先生方に伝えてあります。直接私の携帯電話からかけて、こういった状況ですので、大蔵村は雪が少ないというけれども、

少ないといつても、降らない地方から見ればとんでもない数であります。

ですから、この文章で議員が質問されている、大蔵村よりも雪が少ないので、なぜ早く豪雪対策本部を設けたのかと。それより大蔵村遅いじゃないかと。その理屈なんですよ。降らないところに降っているから、豪雪対策本部を早く設けているんです。それは御理解いただけますね。そういうことだと思います。

ただ、私は、この大蔵村で住んでいただくには雪処理、それが大変難儀する、そういうことで、全戸支援できるこういった補助金体制をつくったということは、評価してほしいということは申し上げておきます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） やっぱり理解してほしいということだったんですが、もともと降っているんだからという前提が今崩れているからこそ、村長も施政方針演説で言っているように、今までこうだったからこれからもこうだというものではないという文脈には、そういった趣旨のことも含まれているのかなと思いました。もちろん、だからといって、じゃあどうするんだということで、大きく変えるのも難しいのかもしれません。

もともと雪が降っているんだから、その1.3倍とか、そこまで行かなければとか、豪雪対策本部も、もともと降っていないところで降れば早くできるけれども、降っているところでは遅いというのは、何か逆のような気もして、逆ではないけれども、むしろもともと降っているところにもっと手厚くという思いもあるところです。

あと、具体的になんですが、沼の台と肘折にせっかく防災センターできました。もちろん職員の配置の問題というのはなかなか簡単にはいかないと思うんですが、やっぱり現地にいて、ある程度現場の状況を常に見ているというのも大事なのかなと思うんですね。ちょっとある職員と話したときには、平場がそうでもないもんだから、もちろん山間部や肘折や四ヶ村から通っている職員もいるわけですけれども、職員によってやっぱりちょっと認識が違ったりする部分もあるかなと思ったりもしたので、そういう意味では、山間部から通っている職員もいるし、私なんかも山間部にいるわけですけれども、やはり現地に、常駐までいかなくても、ある程度駐留して、常にいなくてもいいですので、やっぱり豪雪なり相当雪が降ったときには、現場で対応できるような形に運用をしていってもらいたいと思うので、ここではできないというふうに言われているわけですが、それ、今すぐできなくとも、そういう方向性はぜひ検討してもらいたいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の佐藤議員の提案といいましょうか、それに逆行といいましょうかね、できないということから答えさせていただきます。できないというよりも、しなくとも私はその役目は十分に果たしていると感じてございます。

議員おっしゃったように、そういったところからいらしている職員もたくさんいらっしゃいます。私の口癖の一つとして、それもそうです。雪崩のときは、その情報、それから道路状況、そういったことについて、自分の仕事としての担当部署ではなくても、そういったことを横のつながり、縦のつながり、しっかりととした職員間の情報共有というものを要求してございます。指示してございます。

それから、どんなふうに申し上げたらいいでしょうかね、今これほど便利な情報機器時代の中で、あそこに職員がいるから、いないからということで、その状況を把握できないということはありません。ということは、うちの雪に関する道路状況とかそういったことは、担当部署、地域整備課でありますけれども、ショットチゅうパトロール、全村的にしてございます。そういったことで、道路状況なり、いろいろな自然状況を把握して、きっちり押させております。そういうことで、皆さん心配されるようなことはないと思います。

ですから、山間地だから、中山間地だから、その状況が分かっていなくて、村役場としていろいろな手立てができない、あるいは方策が出せないでいるなんていうことはございませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 実感ベースや聞いている話とちょっと違うところもあるんですが、行政のほうとしては最大限やっているということなんだと思いますが、いろいろと村長が言ったこととは違うことも聞こえてはいます。それは付け加えておきたいと思います。

あともう一つ、細かい話ですが、豪雪対策除雪事業で写真がなくても柔軟にという話なんですが、大抵の人は写真撮っているかと思うんですが、中には写真撮っていないかったという話もあったりして、もちろん私も監査委員していますので、何の証拠もないのに補助金使うなんていうことは、それは無謀だと思います。

ただ、例えば、やった業者の領収書なり証明書なりということで、そのとき写真撮り忘れた場合であっても救済できるような、そういう策を設けるということはあり得るのかなと。絶対写真を要件にしないということもあり得るかなと。去年は例外だったんでしょうけれども、必ずしも写真がなくても、去年の場合はよかつた場合があったと思うんですが。あれは遡及し

たということで、写真撮っていないということがあったからかもしれません。写真に代わる何らかの別なもので対応できないかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 除排雪作業をですね、個人でしても、自分のおうちを自分がしてもそういった補助対象にはならない。当然、業者なり、そういういた作業を請け負っていただく方が中に入るわけであります。その方が仕事をする前に写真を撮り忘れるなんていうことは考えられません。そういうことで、写真の添付ができなかつたなんていうことは、私は理由にならないと思います。

例えば、最初、補助受けるつもりがなくて、遡及されたのでということで去年はあったというようなこと、今のお話の中でも皆さん分かるとおりであります。それだったら話分かるんですけども、補助金を対象にしていただいて、これは、お願いする方がそういうものをしなくとも、それを請け負う業者がきっちりやるべき仕事なんですよね、本来であれば。ですから、その業者ができないということは、逆に言えば、何らかの疑いをかけられても仕方ないということです。そういう不備な、しっかりとした補助金をいただく状況にない業者がするようであれば、やっぱりそれは資格がないものだと思っています。そういうことの中で、酷なようすけれども、それは、決められたものは決められた中でしっかりやっていくのが私は筋だと思っています。そういうことで、今回については、そういうようなことは駄目ですよというふうに話をしたようであります。

その辺について、もし必要であれば担当課のお話をさせますので、いかがでしょうか。（「お願いします」の声あり） そうですか。（「はい」の声あり） じゃあ、危機管理室長からそのことを聞かせたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 雅之君。もう1点あるんだけれども、大丈夫か。いいか。

○3番（佐藤雅之君） はい。大丈夫です。

○議長（鈴木君徳君） 大丈夫。

○3番（佐藤雅之君） はい。

○議長（鈴木君徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 村長が一応答弁したことの繰り返しになると思いますが、昨年の場合は、その添付書類の云々の関係であります。昨年の場合は、積雪がありましたのが年末年始にかけてございました。年末年始はちょうど役場のほうも閉庁しているようなときでございまして、その新年の仕事が始まったときに、いわゆる本当に全貌が見えてきまして、大

変だったものですから、これは遡及せざるを得ないだろうということで、村長もしくは村長を含め災害本部の意見として遡及することに決めまして対応しました。やはりその対応したときには、遡及するに当たって写真を撮っていないということは想定できましたので、去年はなるべく出してもらいました。なるべく出してもらいましたけれども、どうしても準備できない方に関しては省略したものでございます。

今年に関しては2月7日の設置となったわけですけれども、2月7日の設置以降の助成に対してのみ、遡及しないで適用するということになりましたので、今年の場合は、相談件数は、写真ないから、でもどうですかという、正直そういう相談も数件受けていますけれども、それはこのたびに関しては申請できないよということで、お返ししたという例が二、三例ほどございます。それもちゃんと納得していただいての対応でしたので、報告したいと思います。

これから設置基準に関しては、この対策本部が閉じるときに、この過去10年の積雪量というのをもう一度見直すことになっております。その席で、私のほうから、来年の設置の基準に対しての見直しが必要であるかどうかはその会議の中でお諮りしながら、今後の基準の改定とかに寄与していきますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 2問目が、時間ないんですが、2問目の質問については、基本的に私の懸念からすると、第8期の途中で介護、介護保険の話ですね、保険料が上がるのではないかということも、もちろん保険ですから、給付が増えればその分保険料が上がるという側面はあるわけですが、村長のほうから、第8期については途中で保険料上げるようなことはしないということで明確に回答いただきましたので、これはそれでいいと思います。いいと思いますというか、私としては納得しました。

第7期までずっと上がってきたのを第8期で大きく下げたのに、またすぐ上がってしまうというのはちょっと大変かなと。今これから、どんどん物価だとかも、そういうのも上がっていく中での介護保険料なので、中長期的にはもちろんいろいろ議論があるところではあると思うんですが、今回、処遇改善ということは私も大賛成だったんですが、それが保険料に直結することに対しての懸念というのがありましたので、村長の決意が分かりました。

何か付け加えることがあればですが、なければこれで終わります。何かありますか。（「このとおりだね」の声あり）じゃあ終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は午後2時といたします。

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈 登壇〕

○8番（早坂民奈君） 「小さき声届いてますか」。質問の相手、村長に伺います。

元気で過ごしているときは気づかないことがたくさんあります。今回、小さいことですが生活に密着した切実な声を多くの方から聞かせていただいております。村長にも届いているとは思いますが、改めて伺います。

1つ目、診療所や公共施設の壁に手すりがありません。身体的に歩いたり、体調が悪くふらついたりするとき、手すりがあればよいのではないかでしょうか。一番必要としている診療所についていないのはなぜでしょうか。また、中央公民館も、高齢者が使用することが多いのに、やはりありません。どのように考えておりますか。ちなみに小学校にはついておりました。

2つ目、上記の施設の階段がスリッパを履いては上りにくく、手すりに頼ってようやく上がる。下りるときはスリッパを手に持ち、下りてきています。冬など床が冷たく、靴下で滑りそうで、見ていても危ないです。滑り止めのマットも安価で市販されておりますので、すぐにできるのではないかでしょうか。

3つ目、歯科に行くための乗降機の質問を令和2年12月にしております。その後、試験的に行つたと報告は受けていますが、あまりよい評価がないようです。進展したのでしょうか。構造上の問題でエレベーターは見送られておりますが、家庭用の設置をもう一度考えていただきたい。調べると、多くの会社で種類もたくさんあります。必ず適合する商品があるはず。ますます高齢者が多くなり、元気に過ごしていただくためにも、口から食べるのが一番。それには歯科は不可欠です。車椅子でも上れる方法をぜひとも考えて、村長はどのように考えているか。

以上、3点について伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「小さき声届いてますか」という早坂議員の質問にお答えいたします。

早坂議員からは、診療所施設等の設備に対して利用者への気遣いや心配りがなされているか、

特に高齢者により腰が衰えている方や体の不自由な方に対しての配慮はどうなのかという視点で御質問をいただきました。

この質問に対しては以前にも一般質問で答弁した内容として、歯科診療への昇降に対するエレベーター等設置の内容と重複する部分がありますので御理解をいただきたいと思います。

さて、診療所の利用については、高齢化の進行に伴い運動機能の低下傾向が見られる75歳以上の方の利用が増加しております。令和2年度では、診療所全体で45.6%、歯科については26.6%の方が利用しており、高齢者の利用頻度が多いのが現状であります。

診療所建設当時はバリアフリーといった概念が薄く、高齢化が進んでいく本村の施設として、その利用に御不便をおかけしていることは認識しているところであります。

このような現状を踏まえ、早坂議員からの3点の質問にお答えいたします。

まずは、1点目の「診療所や公共施設の手すりがないことについて」でございます。

診療所内の手すりについては、建設当初での手すり設置の検討がなされていないことから、壁の強度の関係で現状では設置できない状況です。これから手すりを設置する場合には、建築基準の廊下幅の有効幅や設置する壁強度の諸条件をクリアする必要があります。さらに、廊下の両側に検査室等のドアがあることから設置間隔が短くなり、手すりの機能が十分に図れるのかという課題もあります。

このようなことから、診療所では足腰の弱い方や歩行が思うようにできない方への対応については、所内に自由に利用していただける歩行器を5台設置するとともに、歩行困難な方には職員が介助する体制を整えております。

中央公民館についても、昭和54年に建築されたものでございます。当時は社会全体がバリアフリーの考えもない時代でありましたので、利用に当たって御不便をおかけしている点もあるかと思います。

議員御意見の手すりについては、設置可能な場所には極力設置しておりますが、1階、2階とも中央がホールになっていることや、壁面がガラスとなっているなどの構造上の課題があり、全てに手すりを設置することは難しいものと考えますので、御理解をいただきたいと思います。

その対応として、介助が必要な方には教育委員会職員が手助けを行う体制しておりますので、お声がけをいただきたいと思います。

また、階段への滑り止めについても、設置されております。中央公民館は、長寿の森受講者をはじめ多くの高齢者の方々に御利用いただいておりますが、今までのところ、階段等について不便との声や苦情、要望はいただいておりませんが、そうした声があるとしたら、どのよう

な対策が可能であるか検討してまいります。

仮に中央公民館全館を下足での利用可能とした場合、スリッパへの履き替えや、スリッパが脱げるなどの心配もなくなると思いますが、雨や降雪などにより床が滑りやすく、危険を伴うことになります。また、今すぐに施設の改修を行うことも困難でございますので、安全に利用していただくため、まず利用者がそれぞれの利用目的、自分に適した上履きを持参していただくなどの協力をお願いすることも考えていきたいと思います。

今後とも、様々な活動の拠点として利用者が安全に活動できるよう検討を行ってまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

診療所における「スリッパを履いての階段の利用の不安について」では、当施設にかかわらず、足腰の悪い方がスリッパに履き替えて階段を利用する場合は十分な注意が必要です。診療所の階段にも滑り止めは設置しており、安全策を取っているところであります。医療施設の床は、患者が行き交う診察室、廊下、階段等の仕様は衛生的に保てる床材としなければなりません。当診療所ではビニール床素材を敷いており、医療施設の規格にのっとった対応をしております。議員のおっしゃっている滑り止めのマットは、仮にカーペット材の床マットであると医療施設の階段に敷くことはできません。また、診療所の階段を利用する方がスリッパで不安な場合は、職員に声をかけていただければ介助して安全な階段利用ができるよう努めていきたいと考えております。

次に、「乗降機の検証結果や家庭用のエレベーターの設置」についてです。

以前御提案をいただきました階段乗降機の導入については、診療所内で実際に乗降機への利用者を乗車させて、操作を実践し検討いたしました。その結果、利用される方の手と足をベルトで固定した状態で階段を上り下りすることから、乗車した方からは、大きな恐怖を感じたという感想が多く寄せられました。また、乗降機を動かすために最低3名職員が必要であること、さらに操作する職員の講習も必要であり、階段の上り下りに不自由な方については職員に声をかけていただいて介助する体制を取るのが現実的という結果となりました。

また、エレベーターの設置については、施設自体の強度や構造上、施設内への設置はできません。また、外部にエレベーター棟を設置するにしても、診療所建物の構造や配置の見直しが必要になることや、多額の建設費と保守管理費がかかるることは前回の質問でもお答えしたとおりでございます。さらに、施設の改築等については、建築基準法による制限、既存施設内の強度や施設内の配置や安全対策を見据えて検討する必要があり、家庭用のエレベーターの設置についても基礎工事が必要になることから、現在の診療所内の構造や強度では設置できないと報

告を受けております。

大蔵村診療所では、地域に根差した医療機関として訪問診療を行っております。寝たきりではないものの足腰の不自由な方についても、医科及び歯科の訪問診療が利用できますので御相談いただきたいと思います。

今後とも、より利用しやすい医療機関を目指し、村民の方々の心身の健康の維持に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今、村長から答弁いただきましたけれども、ちょっと詳しくこれからお尋ねしたいと思います。

手すりについてですけれども、答弁の中で構造上無理だというお話がよく出てきていますけれども、やっぱり芯、何ていうんだろう、力を入れてそれに、力を、その手すりによって体を支えるんではなくて、本当にさっとしたときにちょっと触れるような、強度的にそんなに耐久力というんですか、そういうのがなくとも、ちょっとしたものがあれば安心して歩けるのではないかなと思います。

それであともう一つが、いろいろな、診療所の場合ですけれども、検査室とかがあって、間隔が短くなりというのがあるんですけれども、ある程度歩ける方、前もってもう最初から車椅子を利用している方は必要ないんですけれども、ある程度もう歩ける方たちが安心して、ああ、1メートルか2メートル、ああ、先には手すりあるな、ああ、あるなという安心感もありますので、ずっと連続した手すりという考え方ではなくて、本当に適所適所と言ってはおかしいですが、そういうところに手すりがついていたらば安心ではないかなということが診療所では思います。

それから中央公民館なんですが、中央公民館の階段ですね。階段が、階段の柵の手すりはあるんですけれども、壁側には手すりがありません。それこそ両側に手すりがあったほうがよいのではないかなと思って、今回質問させていただいたんですが。中央公民館の、何だろう、構造上、その辺は手すりが設置できないんでしょうか。もしくは、本当にさっと触る程度でしたら、そのくらいならできるんでないかというようなことがあるのか。ちょっとそれ教えていただきたいんですが。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員がおっしゃっているのは村の施設ということでございますので、全て公設といいましょうか、公の機関の構造物、建物でございます。そういったときに

は、災害、いわゆる火災とか自然災害も含めて、そういう基準が非常に耐え得るということ、厳しい基準がございます。私も勉強不足ですけれどもいろいろなことを、村長をして、あるいは議員時代にも聞いてまいったところあります。

詳しいことについてはこれから事務長に説明をさせますけれども、そういうことで、構造上無理だというところは、全てそれを変えなくてはいけないと私は認識してございます。そういう事業をする場合ですよ。

それから、中央公民館については壁側に手すりが必要ということ、そういうようなことでございますけれども、これも構造上問題があるのかということでございますので、それぞれの担当のほうに答えさせます。

まずは、診療所ですので、小野診療所事務長に答えていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 早坂議員の質問にお答えします。

診療所の施設としましては、建築基準法とか医療規則法とかと、そういういろいろな基準がありまして、それにのっとって施設を建設しております。

手すりにつきましては、廊下に手すりつくんですけれども、診療所の廊下の幅は1.8メーターあります。基準上の構造上では1.6メーターの基準があればいいんですけども、今は余裕持つて幅があるんですけども、そこに手すりをつけるとなると、手すりが内側に入ってくるものですから、その1.6メーターをクリアするのに、両側からしてしまうとちょっと難しいという話もあります。

あと、施設管理者の観点から、やっぱり先ほど村長さんが言われたとおり、施設の安全性も考慮しまして、簡易的な手すりをつけて抜け落ちるというのは非常に事故があるということで、非常に危険なものですから、そういう場合は、壁側からの強度を測って改築をして、きちんと手すりをつけなければならないということがありました。

そういうことから、以前からですけれども、診療所には、足の悪い用に、答弁でも言つていきましたように、歩行器を自由に貸出しをして、皆さん、足の悪い方もいろいろ使っていただいて、利用していただいているという状況であります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 鳴海課長。

○教育課長（鳴海由紀子君） 教育委員会の施設について、私からお答えしたいと思います。

まず、教育委員会の階段につきましては、階段片方側に手すりをつけております。早坂議員

がおっしゃるように、両方についたほうがより安全ではないかということではございますが、教育委員会のほうは子供たちも利用しております。両方についた場合に、やはり高さとかの問題もありますし、ぶつかったりする危険性などもございます。その点をいろいろ検討しながら考えていきたいと思います。

まず、今のところは片方側についておりますので、そちらのほうを御利用いただきながら、困ったときには職員のほうにお声がけをいただければ、いつでも介助させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今、構造上と危険性とか、いろいろは伺いました。

それで、診療所のほうの歩行器を利用というようになっているんですが、歩行器というのは、車椅子、私、階段の下にちょっと車椅子みたいのを見たことはあるんですが、それが歩行器だとはちょっと認識していなかったものですから、ちょっとその辺説明お願ひしていいですか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 歩行器についてなんですかでも、診療所に入つくると右側のほうに、車椅子2台と歩行器を3台準備しています。歩行器には座れるような、外でも使えるような歩行器なものですから座れるような形にしているんですけれども、実際はあれば手に持って、それに体の重量を預けて歩行するものですから、足腰の悪い方でも非常に楽に歩けるという状態です。

下のほうに3台と、あと2階のほうに2台ということで、5台を設置して、自由に利用、施設患者さんとか利用者に対して使っていただいている状況です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今まで私、本当に自分でそういうふうに手すりも必要もないし、歩くにもどうということもないし、本当に具合悪いときは誰かに連れてついてもらっているので、介助という意識がなかったんですが、ちょっと個人的に必要なものが出まして、言われてみて初めて気づいたと、これは本当に私も今まで気づくのが遅かったなと感じています。

それで、今、事務長、すみません、小野さんがおっしゃったように、そこに歩行器があったということも、ああ車椅子を誰かが利用しているくらいしかちょっと認識なかったんです。それで、今おっしゃったように、歩行器のほうに座れるようにということは、シルバーカーみたいな感じなのかなとは思うんですが、私がもし足がちょっと、左足ちょっと駄目だから引きずらなきゃいけないときに、わざわざそれを使って、私の年代、まだちょっと後期高齢にはも

うちょっとなんですが、それを使って診療所で診察するというのは、ちょっと恥ずかしいなどという思いがあるんですよ。もしここに、手すりもちょっと構造上無理だ、それから歩行器も、そういうのがあってもなかなかちょっと私の年代では使いたくないという若い方だっていらっしゃるかもしれません。もしあれだったら、そこにつえを置くという考えはないでしょうか。

何か、あともう一つは、靴を履くのに、げた箱のところに椅子がないんですよね。これは中央公民館も同じなんですが、年取った方って、やっぱり椅子に座って靴を履いているのが多く見受けられますので、できれば椅子を使って靴を着脱するようなところにつえが、それこそ買わなくともリースでありますので、何本か置いていただければ、わざわざ歩行器を使わなくとも、手すりがなくとも歩いてゆけるような、そんな感じがするんですけども、それでしたら、予算すぐにはなくとも、そんなにかからないと思いますので、ぜひとも高齢者や体のちょっと具合の悪い方のためにも、すぐにでもできることではないかなと思いますので、これはちょっとと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。どちらでも、村長でもいいです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員からそういうような具体的なことを挙げられて、下足のところに椅子と、それからつえという具体的なお話がございました。これについても、診療所あるいは担当の教育委員会の中で、教育委員会事務局のほうで検討していただければなと思っております。

例えば、何というんでしょうかね、大変失礼な言い方になろうかと思いますけれども、早坂議員さんが自分はそういうときに使うのは恥ずかしいと思うかもしれませんけれども、そういうところに行ったときは、遠慮しないで声をかけていただいたり、それから、そういったものを使うとか利用するということは、これは遠慮するべきでもないし、恥ずかしがるべきでもないと思うんです。

それで、思いつきのような形でおっしゃっていますけれども、果たしてそれを、もちろん準備して使わなければどうだということではないんですけども、本当に利用価値があって使ってもらえるのか、その辺を確認して、金額の安い問題ではなくて、そういったことだと私は思っています。この公共的な考えの中でいくにはですね。その辺をしっかりと詰めないで、思いつきの考えで、あ、じゃあああだ、これだというふうなことでは、私はないと考えます。ですから、もう少し基本的なことをしっかりと考えていただいて、そういうことを具体的に言っていたくほうが、私は理にかなっているのかなと思っているところです。ここに来てああだこうだというふうなことではなくて、やはり、事務局なりそういったところにお邪魔をしながら、早

坂議員自らがそういうことを詰めていかれるのがよろしいのかなと思ってございます。

そして、何人の方からもお話を伺いしたということでありますけれども、もしそういうことであれば、そういう方にそういうものがあつたら使いますかとか、そういうようなことも確認されてからこういったところで発言される、あるいは事務局に相談されるほうがよろしいかと思います。一応、私の答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今思いつきのようにと言わされましたけれども、いろいろと皆さんからお話を聞いて、あればいいねということだったので、ここ的一般質問の通告のときには書いてはございませんけれども、それがあつたので今回答弁させていただきました。

それで、次の階段の滑り止めということなんですが、滑り止めは分かります。あるのも分かります。ですが、診療所のこととこの答弁書の中では書いてありますけれども、診療所よりも、私は中央公民館、あそこには長寿の森でよく利用されている方たちがいるので、一緒になったりすると、本当にスリッパを脱いで、そして危なくて駄目だからというので上り下りしているんですよ。夏場でしたら床が冷たくてもどうってことないんですけども、冬場は本当に冷たいんですよね。この中で本当思ったのが、土足でそのまんま全部歩けるようになれば一番何の心配もないとは思いますが、今のところ、何ていうんですか、危な……落ちてけがをしてからでは遅いんですよね。そして、職員の方にも声かけてくださいとおっしゃいましたけれども、1人、2人の方でしたら1人がついていけますけれども、長寿の森とか、あといろいろな催物があつたとき、たくさんの高齢者が階段、2階で、あの構造上どうしても、研修会をするには2階の研修室しか使えないものですから、もし高齢者が多いときは、下の何だ、あの体育館みたいな、あそこでするというふうなことも踏まえて、私は、まずカーペットはちょっと無理だろうというふうには答弁いただきましたけれども、でもやっぱり見ていて危ないです。

それから、声は、そういうの、声は聞こえていないというふうには書いてありましたけれども、こんなちっちゃなこと言ったってというので、多分、村長のほうにまで届かなかつたのないかな、ちょっと愚痴っぽくて「私よう」という感じで、皆さんぽろっぽろっとおっしゃるものだから、それだからこそ、私、今回小さき声というのは、そういうもの、言葉というかね、そういうことを踏まえての質問のタイトルにさせていただきました。大きいことでしたら皆さん質問なさるんですけども、村長のほうにもおっしゃるんでしょうけれども、「本当に私、自分が足弱いだけだから、こんなこと言ったってなあ。どうにもなんねなあ」というふうに思っているということがやはりあると思いますので、ぜひともそういう声があったということだ

けは心にとどめていただきいて、今後の方策を考えていきたいです。

そして、私、一番お話ししたかったのが3点目の階段の乗降機というんですか、これ見させていただきましたので、私が12月、令和2年に質問したとき、その後、試運転というかデモを行っていただいたのも、資料も頂きました。でも、私がネットで見てしたものと試験的にやったもののあれが全く違っていたんですよね。もう仰々しくて、これだったら私、これはできないなと感じたものだから、それ以後どうなのかなと思っていたら、ちょっとあまり進んでないという雰囲気だったんです。それで改めて今回いろいろ調べさせていただきて、本当ネットで調べると、壁じゃなくて、これが椅子式階段昇降機という名称でネットを開きますと、たくさん会社出ております。それ壁じゃなくて階段に設置していくようなので、レールが曲線と直線あるんですが、それだと150万円から165万円からあります、いいものは。エレベーターというのは、私はちょっとやっぱり今の施設に構造上駄目だというのは分かっておりますので、いろいろな方から、そういうふうにエレベーターつけてくれたらとは言われるんですが、いや構造上ちょっとこれは難しいかもしれないよという話はしております。でも、その代替としてあるんだったらば、ぜひとも、やっぱり車椅子だけじゃなくて、そこに本当、見てください、本当にあれすると、小学生が利用できるような、そういう椅子式の昇降機というのがたくさんあります。ですから、職員の方が1人来て、はい、ここスイッチ入れてくださいねという感じで、ずっと上っていくように、安全を確認しながらでしたらば、これはできないことではないのではないかなと思います。

いずれ庁舎が新しくなるということも考えられますけれども、それもすぐにできるわけではありません。前回も申し上げましたけれども、本当にますます高齢化が進んでいきます。元気なお年寄りにするにはやっぱり口から物を食べないと駄目なんだよというふうにも聞いておりますので、歯科というのは、何だ、訪問というか、往診みたいなのありますよと言いますけれども、それは虫歯とかそういうのでしたらば訪問というかあれをしていただきてもいいんでしょうが、今こここの診療所は、メンテナンスをしっかりしていますよね、3か月ごとに。それができないというのもあると思うんです。ぜひとも椅子式階段昇降機とか、とにかくちょっとネットを開いて調べていただきて、必ず大蔵村のこの診療所に適しているものがあると思います。金額的にもどうなるか分かりませんが、だけれども健康になるのが一番だと思いますから、ぜひともちょっと調べて、私はここで2点ほど調べはしましたけれども、大体工事は1日程度で済むというふうになっています。ただ品物がオーダーメードになってしまって、その品物が、見積りに来て、それから出来上がるまでちょっと時間はかかるんですが、出来上がったものを

設置するには1日くらいで大丈夫ですということと、あとはリースもあるそうです。これだと、月に二、三万円くらいでリースもできると。あと補助金制度もありますよというふうなのも、ちょっと、本当にネットで調べたのでこんな言い方しては失礼なんですが、専門家が見れば、必ずそういうことは分かっていらっしゃると思いますので、不可能ではなくて、前向きにちょっと検討していただきたいなと思って、再度こういう質問をさせていただいたました。いかがでしょう。村長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員からは、家庭の事情だったり、いろいろな方々から聞いて、そういうふうな、何ていうんでしょうか、事例を基に何とかあそこにそういった形で昇降できる機械をつけていただきたいと。大蔵村に住む高齢者、足腰の悪い方々の本当にためになるもので何とかしてほしいというふうなこと。やらないための理由ではなくて、やれるように考えてほしいという、強いお願いといいましょうか要望といいましょうか、提案をいただいたと思ってございます。ありがとうございます。

先ほどから私何回も申し上げているとおり、本当にこの公というんでしょうか、公共といふんでしょうか、難しいもので、例えば、普通、民間といふんでしょうかね、例えばおうちのペンキ塗りだったら、足場を組んでやる場合と足場を組まないでやる場合と、いろいろ状況があると思うんです。公共事業の場合、必ず組まなくてはいけないということで、まず余計なお金がかかってしまうんですね。そういう規定の下で全てやらなくてはいけないということの制約がございます。その点は早坂議員もよく御存じかと思いますけれども、そういう中で、がんじがらめの中で、結構いろいろなことを考えながらやっているんだということも御理解をいただきたいと思います。

それで、前回そういう機械をしたというのは、機械の選び方もあったのかなと思いますけれども、その辺はちょっと私、細部については分かりません。ですから、これから今すぐに小野診療所事務長からちょっと答えていただきますけれども、どんな形でやっていけるのか、こういうようなこと。例えば、階段の幅があると思うんです。それがないとまた駄目だということであれば、階段をまた伸ばさなくてはいけない。あの構造の中で階段を幅出すということになれば、ちょっとそれも構造上大変なのかなと思ったり、私なりに、素人なりに考えております。

そういうことも含めて、小野事務長からちょっと答弁をいただきますので、よろしくお願ひします。議長、お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） まずは、階段乗降機についての質問についてお答えします。

デモした機械というのは、足腰、足を縛って、コンパクトなやつということなんですが、あれを椅子タイプのやつを診療所のあれですると、途中の踊り場で回ったりもできないものですから、こういうタイプでないと駄目だということで、それをデモした経緯があります。

あと、椅子の階段昇降機ですけれども、それにつきましては、前もというか診療所のほうでも検討しておりました。それで、建築基準法の関係もあります。先ほど村長さんが言ったように、階段幅が建築基準法上では有効幅として1.2メーターの有効幅が必要だということで、どうしてもそこの部分を確保しなければいけないと。そこに昇降の椅子をつけると、その部分が内側になるものですから、現時点には、まずはつけられないと。

あと、階段の強度につきましても、そういう構造物をつけるような強度は持っていないんで、それを強度するにはどのような強度が必要なのかという強度計算から、構造物の適正につけられるかということも検討しなければならないという結果がありました。

結果としましては、椅子の昇降機はつけられないということでお答えをいただいているところであります。

診療所の2階の歯科の利用につきましては、先ほども言ったとおり、医科・歯科ともに訪問診療を行っております。歯科の患者さんで、本当に歩くというか寝たきりではないんだけどもちょっと動けないという方について、2名の方が定期的に歯科診療を行っている経緯もありますので、ぜひ先生と相談をして、訪問診療を積極的に受けてもらわればなということで、議員さんからもお勧めいただければなと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 本当に公共施設というのはしがらみがあって、なかなかつけられないのは分かります。ですけれども、本当に、ですけれどもと言ってはあれなんですが、造った当時はバリアフリーもなかったし、だけれども、まさかこんなに高齢化社会になるとも多分考えていなかつたのではないかなと思います。実際こちらで診療所の利用、歯科については、75歳以上は26.6%となっていますけれども、じゃあ75歳以上の人人が虫歯になったり、歯の治療が要らないのかというのではなくて、結局あそこの階段を上り下りするのがちょっと大変だから、じゃあ車椅子で利用できるほかの歯医者さんに行こうとか、もしくはあと諦めているという方もいらっしゃると思います。実際そういう方の話も私も聞きました。

どうしてこんなにいい歯科があるのにほかの地域に行かなきゃいけないと、そういうこ

とも踏まえまして、強度が駄目だ、何が駄目だ、それは分かりますが、本当に調べてください。たくさん、いろいろなところで、いろいろな会社でいろいろなもの出してあります。必ず、この大蔵村に適したものがあるはずなので、ぜひともそういうふうにして前向きに検討していただけたらと願います。

今までいろいろな小さき声ということですが、今回はちょっとパート1ということで、6月にはパート2で別の問題でまた質問させていただきます。これで質問終わらせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 1番 斎藤光雄君。

〔1番 斎藤光雄君 登壇〕

○1番（斎藤光雄君） 最後になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

私は、「安心・安全の大蔵村で暮らす」ということで、3点ほど、除雪体制、あと医療体制、人口対策ということで申し上げていきたいと思います。

初めに、除雪体制についてお話ししたいと思います。

平成29年のロータリー除雪機での死亡事故から6年が経過し、村での事故防止対策として機械メーカーと進めている、除雪機の座席から離れると安全装置が働き作動しないといった対策を実現し、事故防止対策車両として村の全除雪機に導入をということと、また、遺族と先日お会いしたときも、遺族の母親からも、この対策についてお話ししたところ、今後私の息子のような事故を起こしてもらいたくないと話でした。その件について、村長にお伺いしたいと思います。

2点目、医療体制ですけれども、現医療体制は当たり前のように過ごしている方が私を含めて多いと思いますが、医師の定年を60歳から65歳に条例を改め、医師の確保は維持しておりますが、数年の間に定年を迎えます。後の体制について、村長の考えを伺いたいと思います。

3番目に、人口対策について。

人口減少対策に特効薬はないと言われますが、村には前年稼働の升玉発電所があります。売電益を利用し、将来ある子供に給食費の無償、住民への電気料金還元、ふるさと納税の返礼品といろいろ考えられると思います。人口対策への移住として種まきをし、人口減少対策として利用すべきでは。

この3点を村長に伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「安心・安全の大蔵村で暮らす」という斎藤議員の質問にお答えいたし

ます。

まず初めに、除雪体制についての質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、平成29年12月13日早朝に、村道の除雪作業中に作業員の方がロータリーローターに巻き込まれ死亡するといった大変痛ましい事故が発生いたしました。これまでも除雪作業時における安全管理の徹底を指導している中での事故でありました。

村では当時、この事故を重大な事故と受け止め、除雪機械の安全装置の開発など、安全性能の向上に向けた取組を国土交通省や山形県、除雪機械メーカー、建設機械施工協会等に要望しております。建設機械施工協会では、この事故を契機に、ロータリーローター除雪車の運転助手が車外に出て除雪車付近で作業する際の巻き込まれ事故を防止するために、除雪車の運転室から降車する際にエンジンが自動停止をする装置を開発しました。

この安全装置は業界統一仕様となっており、現在特定車両において実機試験中で、オペレーターの意見を踏まえ、さらに改善を図っていくということでした。来年度からは製造される全ての除雪機に標準装備となることと伺っておりますので、来年度以降に村で購入する除雪車にも装着されることになります。また、現有の除雪車に後づけが可能であれば、装着について検討してまいりたいと考えております。

村では、二度とこのような重大な事故を起こさないための対策として、除雪機械運転員の資格基準を明確にし、安全管理計画書の提出を求め適否を確認しております。また、全除雪車両にドライブレコーダーやバックモニターを設置し、事故防止に努めています。そのほかにも、年に1回、労働基準監督署の職員を招き、労働災害防止に関する講習会を開催しているところであります。

亡くなられた作業員のお母さんからも「私の息子のような事故を起こしてもらいたくない」とのお話がありました。村として、これまで以上に除雪作業における安全管理を徹底し、豪雪時における村民の生活基盤の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の医療体制についてお答えいたします。

本村の医療体制は、議員も御存じのとおり、村唯一の医療機関として医科・歯科併設の診療所として地域に根ざした医療体制を取っております。診療方針としては、身近な医療機関として何でも相談できる総合的な医療を基本として、保健及び介護との連携した予防医療や在宅医療に重点を置いております。さらに、医療連携として2次医療圏である県立新庄病院などの医療機関と連絡調整を図り、専門的な検査や治療ができるよう体制を整えております。

医療体制を維持する上で必要となる医師の確保数は、山形県では人口10万人当たりの医師数

が233.3人となっています。これは、全国平均の251.7人に対しても少なく、医師の充足率としては全国33番目といった状況です。

最上地域の現状はさらに深刻で、10万人当たりの医師数は137.5人と、県平均から見ても大きく下回っている状況です。

このようなことから医師の確保は喫緊の課題であり、山形県医師確保計画を策定し、県医師会及び県内外の医学部等の関係機関協力の下、医師の確保・県内定着を図っているところでございます。

本村においても医師確保の重要性を認識しつつ、村がこれまで進めてきた医療体制を維持していくためには、2名の医師と1名の歯科医師の常勤は欠かせないものと考えております。

今後の本村における医療体制については、診療所の先生方と相談しながら村としての診療体制の方向を定め、山形県への要望や医師会・関係機関等と調整を行いながら継続的に医師確保に努めていきたいと考えております。

県内では、いずれの公設医療機関でも、医師の定年に伴いいろいろな課題があり苦慮しているところであります。本村も診療所を拠点とする医療体制を維持し、安心して暮らしていくように、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

最後に、人口対策についてお答えをいたします。

斎藤議員からは、人口減少対策として、升玉水力発電所の売電益を活用した施策として具体的な御提案をいただきました。

この発電事業は、当初から地方創生に資することを主な目的としております。計画段階から、発電株式会社としてどういった社会貢献ができるのかを検討してまいりました。一例として、村営塾の学習塾の運営など、発電会社が村に代わって行うことを模索しております。

しかし、発電事業実施に伴う事業費は、その大半を銀行からの融資で賄っており、その融資条件として、経営が安定したと認められた段階にならないと地域貢献への費用支出は認められないことになっております。現時点で四、五年先をめどに地域貢献費用を捻出できるよう計画をしておりますが、まずは1年間を通じた発電実績をもって決算状況を確認の上、改めて計画を作成してまいります。

会社が行う地域貢献とは別に、村として発電会社からの法人税や固定資産税を原資として、令和4年度に誕生祝金・入学祝金の拡充や保育料の完全無料化を実施いたします。議員御意見のとおり、人口減少対策、とりわけ子育て支援に重きを置いた施策の実施により、移住に結びつけてまいりたいと考えます。

さらに村では、貴重な水資源を活用したおおくら升玉水力発電所を子供たちの再生可能エネルギーの学習の場として活用するとともに、地球温暖化のリスクを次世代に残さないというメッセージを発信し続けてまいりますので、議員皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 斎藤光雄君。

○1番（斎藤光雄君） 最初に除雪体制のほうから再質問させていただきたいと思います。

ほとんど、村長、質問したとおり、将来に対して明るい展望があるような答弁ありがとうございます。

それにつきましてですけれども、あとは今、近年委託先においてもオペレーターの確保がだんだん難しい時代に入っています。経験不足の方が操作を行うケースが多くなっているんじやないかとは、私は思われます。今まで元職で労災事故とか数件見てきましたけれども、やはり経験不足とかそういうことも結構見られましたので、やはり人身事故というのはそういうことから来ているケースが多かったように、私の経験からも思われます。

また、災難や事故はやっぱり忘れた頃にやってくると言われることであって、平成の時代で、やはりこの短時間の間に2件の人身事故が起きているわけです。やっぱり亡くなった遺族の言葉という言葉も重きを置き、やはり事故安全対策と事故防止にきっちり努めていただきたいなと思います。その辺について、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 斎藤議員からは、その除雪事故、平成29年にあったものでありますけれども、それについて地元の村会議員として御尽力をいただきました。というのは、2月3日でありますけれども、斎藤議員と一緒に庄司さん宅に出向き、タダシさんですけれども、亡くなられた方ですけれども、（「マサシさんです」の声あり）マサシさんですね、正さんのうちに出向き、お母さんに、その除雪機の安全装置改良について説明をしてきたところがありました。これは要請をされたものではなくて、せっかく協会からこういった形でお話をいただいた、大蔵村のおかげでこういうことが開発され、そして来年度から実施になるというようなこと、先ほど答弁で申し上げたとおり、標準装備になるというようなこと、それがなったということも新聞記事で載っておりました。

それから、そういうことで、同じ思い、悲しみを、よその人にそれを絶対させたくないという、そのお母さんの強い思いといいますか、そういったことで、私も斎藤議員も涙したわけでありますけれども、本当に申し訳なかったという思いと、そういったことがこういった形で生

かされたんだというようなことを言つたら、それで慰められましたと、少しでもですね、慰められましたというふうな、反対にお礼の言葉を言われてきたところでもありました。

それで、大蔵村の対応として、今までやっていなかったようなことで、除雪の出動式、ああいったものを、見える化ではないですけれども、いろいろな業者の皆様方から集まつていただいて、その場所で宣誓をしていただく。それから、作動について、議員の皆様方、御来賓の皆様方の前で、そういうことをしっかりとやるというふうなことも、一つの契機としてさせていただきました。そういうことが業者作業員の責任の重さを感じる手段になっているのではないかなと思ってございます。

それから、先ほども申し上げたとおり、しっかりととした管理ができるように、労働基準監督署あるいはそういう関係の講師を迎えて、しっかりと、今、機械を操作する面で、あるいは心構え、飲酒はもとよりそういうことも含めて考えていただける、そんな機会にしているところであります。

それから、さっき言ったとおり、大蔵村では、そういう事故を契機としてバックモニター、それからさっきの機械を後づけできるのであれば、それをぜひその機会に導入をしていきたい。そして、職員と役場、それから業者、運転主、そういうものが常にコンタクトを取れるようなそういうこともし、さらにドライブレコーダーということも設置をしながら頑張っているところであります。

今後、村直属ではないんですけれども、業者委託だからこそ地域に資するところもありますし、そういうことで、村の安心・安全を村内のそういう建設業者、その方々がしっかりと守っていくんだという自意識が芽生えるような活動を、村自体がこれから担つてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 齋藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） ぜひ安全対策に、実現なるように、きっちり努めていただきたいと思います。

次に、医療体制について再質問させていただきます。

本村において、昭和63年5月、タカハシ医師の死亡により無医村となつた時期がありました。それから数年の間は、無医村の状態が続いております。

やはり、その当時の議事録を見ると、元村長の言葉で、無医村解消といった言葉が物すごく印象に残つておりました。学校の健診等とかに特に苦慮をしたとか、また、それ、体制ができ

てから、やはりやっと今の体制の特別養護老人ホームといった、その計画ができるようになつたということも、やはり医師がいるからということで、やはり資格要件として医師は絶対に必要なんだというふうに、前回の議事録を見ていると思います。

だから、医師が亡くなれば、やはり大変なことなんだなと。やはり私たちだってそろそろ、そのような医師にかかるような状況になってきております。最初にも述べましたけれども、やっぱり今、この幸せな体制をずっと維持していただきたいなと思っていますので、村長にその辺もう一度お考えをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様方御存じのとおり、大蔵村は、山形県35ある市町村の中で人口が一番少ない自治体でございます。ですけれども、医療体制の充実ということでは群を抜いているというお話をさせていただいているところであります。歯科医師を含めて医師3名、そして診療所という形ではありますけれども、みとりまで含めた訪問診療、そういったこともやっていただいております。これもひとえに、お医者さん、医師はもちろんのこと、看護師さん、そしてそれを管轄してくださる健康福祉課の皆さん、そして村民の皆様方が温かく支持をしていたいこの状況でいるわけでございます。

ですから、確認になりますけれども、先ほどの1回目の答弁で申し上げたとおり、この体制は福祉として後退できない部分なのかなと。一番、何ていうんでしょうか、福祉のバロメーターとして見える部分であると感じてございます。そういったことで、できる限りこの体制を取っていきたいというようなことは、役場職員であれば同じなのかなと思っています。

ただ、今の医療の中で、様々な高度な医療機器、その導入もされています。ですから、CTなりそういったものがある診療所というのは珍しいということも聞いてございます。ですけれども、先生方のより充実した診療体制を整えるために、医科、歯科ともに、そういった高度な医療機器をそろえてございます。そういったことも、先生方がその中で一生懸命村民のために頑張っていただける、その一つの原動力となっているものと思います。

そういったことで、結構、財政的には、そういった高度な医療機器をそろえているということもありまして、村からの持ち出しが年間約7,000万円ほどございます。それを今の人口で推しはかりますと、大体1人が2万4,000円ぐらいになりますか。これはかなり大変なことだろうと思っています。ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、これは村の安心・安全を守る一つのバロメーター、そして福祉のバロメーターだと感じてございます。この村にとって村民の皆様方が安心・安全に住める、そういった一番の基となることだと思っていますので、今

後もこの体制を取れるように、県あるいは関係機関に働きかけをしっかりと行ってまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 斎藤光雄君。

○1番（斎藤光雄君） ぜひ維持できるように、よろしくお願ひいたします。

最後に、人口対策の再質問をしたいと思います。

1月頃ですけれども、ちょっと新庄市の方からですけれども、大蔵村では、升玉発電所で得た利益で電気料金が半額補助しているんだろうと、そういうこともちょっと話を聞いて、本當かとかということは言って、まだそこまでは、やはり先ほど村長が言われたとおり、経営も安定していないので、そんなことはまだはっきりしてないんですけども、やはりいろいろ独り歩きで、やはりちょうど、それが私は種まきじゃないかなと思っているんです。やっぱりそうなれば大蔵村に行って住んでみようかなということもあったものですから、やはりそういうことをビールとか伝伝じやないけれども、大蔵村には升玉発電所があるじゃないかという、そういうような文言で動いて、少し軟らかく考えていけば、やはり人口対策の、1つでもやっぱり未来に向けて、そして実現できれば、私はいいと思っています。

だからその辺をぜひ、安定化に向けて経営側としてしっかりと形で利益が上がってくるような経営をお願いしたいと思いますし、それをきっと実現することによって、今まで升玉発電所がどういう形でつくられたか、そういうふうにして住民にどれだけの恩恵があるんだか、そういうことをきっちりと示せるような形でなるんじゃないかなと、それが私は一番思っています。だから、そういう形のことを実現する上でも、ぜひ安定化に向けて、今後とも村長なりに頑張っていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。じゃあ、村長、じゃあ。じゃあ、最後に一言あれば。（「あ、いいですか」の声あり）ええ。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の最初のこの発電に関しての思いというのは、地産地消ということで、大蔵村で作った電気は大蔵村で消費ができればいいなという簡単な思いで考えていました。

ただ、それができなかったというのは、送電線の問題であります。それを使うことによって、いわゆる買ったよりも高くなるようなことであれば元も子もないということで、売電に切替えたわけでありますけれども、思いは、村民に何かしら利益を供与、あるいはそういった子育てとか子供たちに夢を持っていただく、そういう財源にできればという思いでこの事業を皆様方

にお願いし、快く承諾をいただいて、この事業に着手しました。

実際、その金額は10億円かかったというものの、8億円何がしが全て銀行の融資、村からは1億円という形で基金としていただいているけれども、それは全額後から返るお金であります。ですから、村としての支出部分はないわけであります。そういうことで、しかも、その財産として、いわゆる法人税や固定資産税が入るというようなこと。仮に申しますと、固定資産税400万円だそうです。それが3年間。4年目からは1,000万円、それから900万円の固定資産税が上がってくるということでした。そういうことで、3年間は、ある程度低く抑えた免除の形での固定資産税、その後は、そういうふうに1,000万円から900万円の固定資産税をいただけます。それから、売電ということになります。直接売電益については、村ですぐ使えることはなくて、村の代わりに会社として、同じようなことを会社が運営していけば、それは村でやった事業と同じでありますから。そういうことで、村に貢献していく。

それから、一番大事なことは、今、世間一般に言われておりますSDGsというようなことで、いわゆる村なりその組織というもの全てが持続可能な社会づくりということあります。そういったことで、さらにそれを細かくしますと、いわゆる二酸化炭素を排出しない、そういったクリーンエネルギー、そういったことの脱炭素化ということで、そういう希望というんでしようかね、こんな小さな大蔵村から発信していく、それが一番大事なことではないかなと思っています。

そういったことで、子供たちに夢を持っていただける、そういうようなことで、あの場所には発電公園というようなのを造って、そして、いろいろな子供たちが来て、その発電、クリーンエネルギーについて学べるような、そんな環境を整えてまいりたいと思っています。

斎藤議員がおっしゃるとおり、村の一押しの事業、あるいは宣伝、PR効果になれるような、そういったものに育て上げていかなければならぬんではないかなと思っているところであります。ぜひ、議員の皆様方からも御指導いただきながら、御協力をいただきながら、そういうふうに大きく育ててまいりたいと思っているところであります。よろしくお願ひいたします。

（「じゃあ、これで終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

日程第7 議第1号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第1号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵

村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第1号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に4,310万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,190万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第1号専決処分の承認を求めるについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の2ページをお開きください。

専第19号

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

令和3年度大蔵村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,190万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和3年12月17日

大蔵村長 加藤正美

8ページをお開きください。

2 歳入

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金4,240万円。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金70万円。

次のページをお開きください。

3 歳出

3款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費70万円、こちらにつきましては価格高騰分の灯油購入費等の支援事業に充てたものでございます。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費4,240万円、子育て支援世帯への臨時特別交付金事業でございます。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議第2号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第2号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第2号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2,820万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,010万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいま

すようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第2号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の2ページをお開きください。

専第1号

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

令和3年度大蔵村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,010万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年1月6日

大蔵村長 加藤正美

8ページをお開きください。

2 歳入

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金2,820万円。

次のページをお開きください。

3 歳出

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2,820万円、こちらにつきましては住民税非課税世帯等へ対する臨時特別給付金事業になってございます。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議第3号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第3号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第3号専決処分の承認を求めるについて 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億3,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,110万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第3号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の2ページをお開きください。

専第3号

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

令和3年度大蔵村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,110万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年2月7日

大蔵村長 加藤正美

8ページをお開きください。

2 歳入

10款1項1目地方交付税7,348万1,000円。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目衛生費国庫負担金145万8,000円。

2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金72万6,000円。

17款1項寄附金1目一般寄附金2,500万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金533万5,000円。4目ふるさと大蔵村応援基金繰入金2,500万円。

次のページをお開きください。

3 歳出

2款総務費1項総務管理費3目財政管理費2,500万円、ふるさと納税応援基金の大蔵村応援基金の積立てになります。5目財産管理費284万7,000円、庁舎関係の排雪等を含む除排雪委託になってございます。6目企画費、ふるさと納税の返礼事業になってございます。金額は1,441万円でございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費355万5,000円、独り暮らし老人世帯等の補助費になつてございます。

4項衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費37万9,000円。4目予防費180万9,000円、こちらにつきましてはコロナワクチン接種等に係る経費でございます。

8款土木費2款道路橋りょう費2目道路維持費8,000万円、除排雪事業に充当されます。

9 款消防費 1 項消防費 4 目危機管理費300万円、豪雪対策等の除排雪事業の補助金でございます。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月9日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時21分 散会

令和 4 年 3 月 9 日 (水曜日)

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和4年3月9日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
総務課長	矢口真二郎君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	滝沢恒彦君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
地域整備課長補佐	早坂健司君
教育課長補佐	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東谷英真君

議事日程 第2号

令和4年3月9日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第 4号 大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について
- 第 2 議題 5号 大蔵村子育て支援センター設置条例の設定について
- 第 3 議第 6号 大蔵村上下水道事業審議会条例の設定について
- 第 4 議第 7号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議第 8号 大蔵村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議第 9号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第 10号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議第 11号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議第 12号 大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議第 13号 大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議第 14号 大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議第 15号 大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議第 16号 大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議第 17号 大蔵村行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について
- 第 15 議第 18号 大蔵村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 第 16 議第 19号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 17 議第 20号 村道路線の認定及び廃止について
- 第 18 議第 21号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて
- 第 19 議第 22号 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）
- 第 20 議第 23号 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 第21 議第24号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第22 議第25号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第23 議第26号 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議第27号 令和4年度大蔵村一般会計予算
- 第25 議第28号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計予算
- 第26 議第29号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算
- 第27 議第30号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第28 議第31号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計予算
- 第29 議第32号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計予算
- 第30 議第33号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算
- 第31 議第34号 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 質問1 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第33 質問2 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問並びに議案審議、誠に御苦労さまでした。

また御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴いただきました皆様に対し、議会を代表し、総辭と感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

始まる前に、村長さんから報告があります。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問、本会議、誠にお疲れさまでございました。

私のほうから1点について報告がございます。

昨日議会中に報告をさせていただきましたが、住民税務課の職員に新型コロナウィルス感染が確認されたところでした。簡単に経過を説明いたしますと、当日発熱等の症状があつたため、大蔵村診療料で抗原検査を実施し、感染が確認されたことの連絡を受け、議会の皆様方に報告し、同時に職員の勤務場所を中心にして役場庁舎内の除菌作業を、昨日の夕方実施をしたところであります。感染職員は昨日より休んでおりますが、保健所より課内の職員3名が濃厚接触者にあたると判断をされたところであります。そのことを受け、感染した職員は本日より10日間、また濃厚接触者3名については昨日から7日間自宅待機し、療養及び経過観察をすることになりましたのでお知らせをいたします。また、職員の自宅待機を受け、担当する庁舎内の業務については、各課より強力を得ながら、極力支障の出ないよう努めてまいりたいと考えてございます。

村民一体となって感染予防に取り組む中で、職員から感染者が出たことは誠に残念ですが、今後は、一層の感染予防対策を徹底し、業務を進めてまいりますので、議員の皆様方には大変御心配をおかけいたしますが、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。今後、今言ったとおり、さらに職員そして我々一同仕事に努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

日程第1 議第4号 大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君）　日程第1、議第4号大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第4号大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について。

この議案は、公職選挙法の一部改正により村議会議員選挙及び村長選挙における選挙公営を拡大するため、大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君）　議第4号大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について。

大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を、次のように制定する。

大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。

これにつきましては、内容につきまして過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

最後のページをお開きください。

附則。

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適応区分）

2　この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙についてはなお従前の例による。

令和4年3月8日提出

大蔵村長　加　藤　正　美

これにつきましては、公職選挙法の一部改正により村議会議員の選挙、村長の選挙の公営を拡大するために、大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙において選挙運動の公営に関する条例を設定するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 一応確認なんですかけれども、これは公費負担ということで理解しましたけれども、今度の選挙から供託金も発生すると一応聞いているんですが、それは法律で、公職選挙法上決められていることではあるのですが、今回のように条例化することはないんでしょうか。供託金は国への供託ですので、これは関係ないと言えば関係ないのかもしれません、公費負担のほうが法律が決まって条例化しているわけですが、供託金のほうはどうなのか、そのところを教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 現在のところ、条例の設定はないというふうに捉えてございます。法律が優勢ということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第5号 大蔵村子育て支援センター設置条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第5号大蔵村子育て支援センター設置条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第5号大蔵村子育て支援センター設置条例の設定について。

この議案は、乳幼児及びその保護者が相互に交流することで、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として設置するものでございます。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申上げます。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長より、議案の詳細説明を求める。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 議第5号、大蔵村子育て支援センター設置条例の設定について。

大蔵村子育て支援センター設置条例を次のように制定する。

大蔵村子育て支援センター設置条例。

本文につきましては、過日議員全員協議会において御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次のページをお開きください。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤勝君。

○7番（佐藤勝君） 第4条の後ろのほう、村長が適当と認めた場合はこの限りでない。この場合はどういう場合ですか。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 例えば児童の方を考えたとき、乳幼児といいますと、大体2歳ぐらいまでを想定されますが、それ以外の方、3歳とか4歳の方、保育所にまだ入っていない方とかを想定しております。

以上です。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第6号 大蔵村上下水道事業審議会条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第6号大蔵村上下水道事業審議会条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第6号大蔵村上下水道事業審議会条例の設定について。

この議案は、下水道及び浄化槽使用料に加え、水道使用料等についても審議会で審議するため、本条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第6号大蔵村上下水道事業審議会条例の設定について。

大蔵村上下水道事業審議会条例を次のように設定する。

大蔵村上下水道事業審議会条例・大蔵村下水道事業審議会条例（平成11年条例13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく簡易水道事業、下水道事業、浄化槽整備事業（以下上下水道事業等という）における審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 上下水道事業統括等の健全な発展と円滑な運営を図るため、大蔵村上下水道事業審議会（以下審議会という）を置く。

2 審議会は、村長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 1) 下水道及び浄化槽の受益者分担金に関すること。
- 2) 簡易水道、下水道及び浄化槽の使用料に関すること。
- 3) その他村長が上下水道事業等の運営について必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10名をもって組織する。委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- 1) 村議会の議員3名。
- 2) 知識経験を有するもの3名。
- 3) 上下水道事業等受益者代表4名。

3 委員は、村長の諮問事項に係る。審議が終了したときは、解任されるものとする。

第4条の会長及び副会長から、次のページの第7条運営までは変更ありませんので、省略させていただきます。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

提案理由でございますけども、下水道及び浄化槽事業に加え、簡易水道事業につきましても審議会で審議を行うため、制定するものでございます。

以上、御審議のうえ、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第7号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4 議第7号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第7号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第7号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように設定する。

改正内容につきましては、過日議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきたいと存じます。

次のページをお開きください。中段より少し下の附則を御覧ください。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条 改正後の大蔵村税条例の規定中、法人の村民税に関する部分は前条に掲げる施行の日以後に開始する事業年度、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定、（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）（以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が、施行の日前に開始した事業年度を除く分の法人の村民税について適用する。

2 前条に掲げる施行の日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行の日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の村民税及び施行の日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行に日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の村民税についてはなお従前の例による。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議のうえ、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第8号 大蔵村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第8号大蔵村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 第8号大蔵村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、大蔵村個人情報保護条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より、議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第8号大蔵村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村個人情報保護条例の一部を改正する条例。

大蔵村個人情報保護条例（平成14年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第9号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第9 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第9 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定について。

この議案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、本村の特別職の職員の期末手当を改正するとともに、消防団員の報酬の見直しのため、大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より、議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第9 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村特別職の給与に関する条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のとおり改正する。

資料を御覧いただきたいと思います。別紙資料の左側が現行、右側が改正案になってございます。

期末手当に関する第4条の下線の部分でございますが、「100分の127.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の120」とあるのは「100分の160」と改めるようになってございます。

別表3でございますが、消防団の職名であります、部長、班長、団員について、下線部分のように、部長についての「3万5,000円」を「3万7,000円」、班長については「2万5,000円」を「3万7,000円」、団員については「1万5,000円」を「3万6,500円」に改正するものでございます。

本文に戻らせていただきます。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、この規定により算定された期末手当の額（以下基準額という）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に165分の15の割合を乗じて得た額（以下調整額をという）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるとときは、期末手当は支給しない。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤勝君。

○7番（佐藤勝君） この手当なんですけども、今現在、機能別消防団員が1万円、その中から10%ぐらい保険料とかが引かれて支給されています。これ間違いないですか。団長から団員までの間もその程度で引かれているんですか。

分かる。言つてることは分かりませんか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 議員仰せの差引額というのは、恐らく源泉徴収額だと思いますけども、源泉徴収に関しましては、全ての団員におきましてそれを引かせていただいて支給となります。

以上です。（「了解です」との声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第10号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第10号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第10号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、人事院勧告及び山形県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給与改定を行う必要があるため、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいます

ようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第10号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年条例第14号）の一部を次のように改正する。

資料を御覧いただきたいと思います。新旧対照表、左が現行、右が改正の案になってございます。

第25条の下線部分、期末手当の基準額2ですが、「100分の127.5」を「100分の120」に変えます。

3の下線部分「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とあるものを、「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と改正するものです。

別表3につきましては、現在の職務の実態に応じた形の資料ということであげさせていただいているところでございます。

5級の2の教育次長補佐の職務が削られまして、「3」とあるものを詰めさせていただいて、「2」に変えさせていくことになってございます。

6級の3の教育次長の職務を削らせていただきまして、詰めさせていただいて、順次3、4、5、6と改正するものでございます。

本文に戻ります。

最後のページ。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、この規定により算定された期末手当の額（以下基準額という）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15の割合を乗じて得た額（以下調整額という）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となると

きは、期末手当は支給しない。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 引下げになった原因ですね、恐らくコロナの問題で民間企業が大変苦境にあるということもあると思うんですが、一方で、デフレ脱却ですとか、今後の物価高ということで、公務員といえども大変な状況になってくると思うんですが、住民や民間企業にあわせてということではあると思うんですけども、この背景というか、この引き下がった背景をもう少し詳しく教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） コロナ禍にあっても、やっぱり人事院のほうで民間と国の給与を抽出して比較した結果、給与については引下げが、結構公務員のほうが高いという数字データが出たということで、そちらについて、国のほうでは人事院勧告、県では人事委員会で勧告が出されたわけなんですけれども、大蔵村につきましては、国の人事院勧告に準拠する形で給与についてはきておりますので、それに応じた措置ということで、国からの通知がありまして、それにあわせた措置ということで、理解していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

（「はい」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第11号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第11号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 第11号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、人事院が行った公務員人事管理に関する報告に鑑み、職員の勤務時間、休暇等の改定を行う必要があるため提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第11号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

資料を御覧いただきたいと思います。新旧対照表、左が現行、右が改正の案でございます。

別表2の特別承認基準でございますが、新たに5の2ということで、新設されるものでございます。

事由としましては、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められた場合。

期間につきましては、1つの年において5日。当該通院等が、体外受精、その他の村長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日の範囲内の期間。

新設ということで御理解いただきたいと思います。

本文に戻ります。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第12号 大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議題12号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議題12号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議題12号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の育児休業等のに関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

資料を御覧いただきたいと思います。新旧対照表、左が現行、右が改正側になってございます。

目次の第4章、下線部分でございますが、「第25条」が「第27条」に変わります。

第2条の（ア）が削られます。（イ）、（ウ）がそれぞれ（ア）、（イ）に繰上げになるようになってございます。

それから下線部分でございますが、「特定職に引き続き」という部分が「引き続いて任命権者を同じくする職（以下特定職という）」と変わるようになってございます。

次のページをお開きください。

22条の2）の下線部分でございますが、「次のいずれにも該当する」という部分が「勤務日

の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、任命権者が定める」というふうに変わります。

(ア)、(イ)につきましては、それぞれ削除になります。

以降の部分、これからが、新設部分となっているところでございます。

(妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等)

第26条 任命権者は職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したこと、その他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して育児休業に関する制度、その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談、その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。(1)職員に対する育児休業に係る研修の実施。(2)育児休業に関する相談体制の整備。(3)その他、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置。

本文に戻ります。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 確認ですけれども、これは男性の職員にも該当すると思ってよろしいでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 内容を精査しますけれども、男性に係るものあればその条文にあった措置をさせていただきますが、主に女性に係る部分が多いのではないかと思ってございます。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 育児休業と介護というのは女性も男性も関わってくると思うんですが、今までこういうの男性の方が取られたというのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 私の知る限りでは、男性職員の育児休業というのはなかったかなと記憶しております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 法改正ですのでこうなってしまうのかもしれません、第2条第3項の（ア）のところで、1年未満の方で非常勤職員も育児介護休業取れるというのは実際の運用上かなり大変だと思うんですが、それはやむを得ないという状況なんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 今の御質問にありました第2条3項……

○3番（佐藤雅之君） なくなるわけですよね。そうすると1年未満の非常勤の方も育児休業や介護休業の対象になるですから、入って半年ぐらいで育児休業取るということになると、実際上はいろいろと支障が出てくるのではないかという懸念ですが、法改正もあるので、それはそれに対応していくということなんでしょうかということです。

○総務課長（矢口真二郎君） ありがとうございます。そのような内容でよろしいかと思います。（「はい」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第13号 大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議題13号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議題13号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、誕生祝金及び入学祝金の金額を改め、子育て環境の更なる充実を図るため条例

の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長より、議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 議題13号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について。

議第13号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例。

本文につきましては、過日議員全員協議会において御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次のページをお開きください。

附則。

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行日前に出生した子に対する誕生日祝い金の支給については、なお従前の例による。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第14号 大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君）　日程第11、議第14号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第14号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国土交通省の道路占用料の改定に伴い、村の道路占用料を改定するものでございます。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　高山地域整備課長より、議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君）　議第14号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村道路占用料条例の一部を改正する条例（大蔵村道路占用料徴収条例平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

次のページに、別表を掲載しています。

大蔵村に所在する主な工作物としては、電柱ですとか電線があります。このうち、具体的には、第1種電柱から第3種電柱は、改正前が「500円から630円」でありましたが、改正後は「380円から780円」となります。

第1種電話柱から第3種電話柱につきましては、改正前が「270円から600円」であったものを、改正後は「340円から740円」

電線ですけれども、1メートル当たり3円ということで、こちらは同じ金額となっております。

それでは、本文のほうに戻ります。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長　加　藤　正　美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤　勝君。

○7番（佐藤 勝君） これちょっと難しいというか、ややこしいと思うんですけども、例えば村道ありますね、村道。村道の脇に側溝あります、その脇また30センチメートルぐらいあって、そこからのり面になっています、普通。そののり面の頂上からは自分のうちの土地だったとします。そこへ車庫を建てたいとあって、道路の側溝からのり面の間を削ったりしなければ柵を建てられないというときは、そういう場合はどういう扱いになるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） のり面を削ってですか、あとは土手の部分に盛土して車庫を建てるといった場合は、本当であればその部分をその当事者の方から買収していただくか、またはこの条例で定める占用料を支払って、そういった村の許可をもらって占用料を支払って、建てられるかと思います。

以上です。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第15号 大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第15号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第15号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国土交通省の道路占用料の改定に伴い、村の法定外公共物の占用料を改定するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より、議案の詳細説明を求める。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第15号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例（大蔵村法定外公共物管理条例平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

次のページに別表をおつけしております。

改正内容につきましては、先ほどの道路占用料徴収条例の改正と同じ内容となっております。

本文に戻ります。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第16号 大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第16号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第16号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、消防団員の定数の見直しのため、大蔵村消防団条例の一部を改正するものであります。

詳しい内容につきましては、危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長より、議案の詳細説明を求める。佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 議第16号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村消防団条例の一部を改正する条例（大蔵省村条例平成3年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「300人」を「280人」に改める。

これら定数の改正の詳細につきましては、過日行われました議員全員協議会で御説明したとおりでございます。

本分に戻ります。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようにお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第14 議第17号 大蔵村行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第17号大蔵村行政不服審査会条例を廃止する条例の設定に

についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第17号大蔵村行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について。

この議案は、大蔵村行政不服審査会の事務を山形県に委託するため、大蔵村行政不服審査会条例を廃止するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より、議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第17号大蔵村行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について。

大蔵村行政不服審査会条例を廃止する条例を次のように制定する。

大蔵村行政不服審査会条例を廃止する条例。

大蔵村行政不服審査会条例（平成28年条例第2号）は、廃止する。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の大蔵村行政不服審査会条例の規定により設置された大蔵村行政不服審査会に諮問されている事件について、当該事件に関する調査審議が行われている間は、同条例の規定は、この条例の施行後もなお、この効力を有する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 行政不服審査がなされても、不服審査会まで行くっていうケースもありないと思うんですが、現実問題、参考でいいのですが、大蔵村行政不服審査会にかかってる案件というのは、これまであったでしょうか。

あともう一つ、恐らく町村が県のほうに委託するような形になると思うんですが、市レベルだと単独で持つというのも合理的だと思うんですが、町村だとなかなかこういうケースは委託するというのは、結果的には賛成なんですかけれども、実態はどうなってるかをお教えください。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） このように行政不服審査会にかかる案件があったということは記憶にございませんし、多分ないと思います。

それから、行政審査会に係る事務を県に委託する件についてなんですけども、やはり次の議案でもお話しさせていただきますけれども、町村においては、なかなか人的部分で専門的な知識とかかかる部分でも難しいところで、このような流れになっていくものと思われますし、そうすべきであるということで、大蔵村では準備しているところでございます。

以上でございます。（「はい」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第18号 大蔵村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についてについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第18号大蔵村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求める。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第18号大蔵村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について。

この議案は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を委託するため、地方自治法第252条の14第1項規定により規約を制定する必要があるため提案するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より、議案の詳細説明を求める。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第18号大蔵村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について。

大蔵村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約を次のように制定する。

大蔵村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約。

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、大蔵村（以下甲という）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を、山形県（以下乙という）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下委託事務という）の管理及び執行については、乙の条例、規則、その他の規定（以下条例等という）の定めるところによる。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担により乙が支弁する。

2 前項の経費の額及び支払いの方法は、甲と乙とが協議して定める。

（条例等制定、改廃の場合の措置）

第4条 乙は委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、または改廃したときは直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

（その他必要な事項）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則。この規約は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

先ほどの関連した議案でございまして、山形県との間での委託に関する規約の制定にするものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようにお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終ったので、質疑に入ります。7番佐藤勝君。

○7番（佐藤勝君） 勉強不足で申し訳ないんですけども、先ほどこの審査会にかかった前

例はまずないという答弁だったんですけれども、基本的なことで、審査会というのはどういう構成になっているんですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 審査会ですけれども、その事案が出た場合は弁護士とか司法書士とかいろいろな専門家、それに事務局として役場職員が入るという形になってございます。

以上でございます。（「いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第19号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第19号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第19号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は、肘折辺地における公共的施設の整備を促進するため、事業内容の一部を変更したいので、提案するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より、議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第19号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてについて。大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

次のページをお開きください。

肘折辺地総合整備計画書、第2回の変更でございます。

2番の公共施設の整備に必要とする事情の4行目に「村営バスの運行など生活の基盤の構造」という文言等を加えてございます。

3の公共施設の整備計画でございますが、変更前と変更後の表がそれぞれ載ってございます。変更後には、「道路」の次に、「村営バス」の項目が追加されてございます。内容につきましては、事業費が3,400万円、財源としましては一般財源が3,400万円。うち辺地の事業債の予定額3,400万円と載せてございます。したがいまして合計でございますが、事業費が2億4,870万円。特定財源については変わりございませんが、一般財源1億7,420万円。辺地債の予定額が1億3,830万円となるものでございます。

次のページをお開きください。

説明資料でございますが、施設名が村営バス整備になってございます。

2年次の令和4年度にマイクロバス2台、事業費3,400万円で購入予定になってございます。現在運行中のバスでございますが、バスの車両が走行距離が多いことによって老朽化が著しいために、車両2台の更新を行って、安全で安心な公共交通体系を確保する目的での変更計画になつてございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第20号 村道路線の認定及び廃止について

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第20号村道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第20号村道路線の認定及び廃止について。

この議案は、国道458号本合海バイパス第3期区間の改築に伴い、旧国道の村道への移管な

どにより、村道の路線を認定及び廃止するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　高山地域整備課長より、議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君）　議第20号村道路線の認定及び廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙のとおり村道の路線を認定及び廃止する。

次のページに、認定する路線と廃止する路線を記載しております。

認定する路線としましては、白須賀上竹野線と上竹野線。起点と終点につきましては記載のとおりです。廃止する路線は上竹野坂下線としております。こちらのほうは、国道458号線本合海バイパスにあります第3期区間、白須賀から上竹野地区に至るバイパス工事に伴いまして、旧国道の村道への移管及び接続する村道の起点が変更となることから、村道の路線を認定及び廃止するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18　議第21号　固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君）　日程第18、議第21号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第21号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、固定資産評価審査委員会委員の伊藤美恵子氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き、大蔵村大字清水2514番地、伊藤美恵子氏を同委員に選任したいの

で、地方税法の規定により議会のご同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第19 議第22号 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第19、議第22号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第22号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に700万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,810万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費補正」に、地方債につきましては「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第22号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度大蔵村の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,810万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費について説明させていただきます。

5ページをお開きください。

第2表 繰越し明許費補正。

1、追加でございます。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費、事業名住民記録システム改修事業266万2,000円でございます。

3款民生費 2項児童福祉費、児童手当法改正に伴うシステム改修事業となってございます。
128万7,000円。

7款商工費 2項地域活性化促進費、カルデラ温泉館改修事業2,090万円。

8款土木費 2項道路橋りょう費、村道合海大坪線道路改良事業6,680万円。

合計、9,164万9,000円となってございます。

2、変更でございます。

4款衛生費 1項保健衛生費、事業名新型コロナワクチン接種事業、補正前の金額が550万円、
補正後の金額680万9,000円となってございます。

次に地方債について説明いたします。次のページをお開きください。

第3表 地方債補正。

1、追加でございます。

起債の目的が公共事業等債。限度額が3,020万円。合計3,020万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、借入れ先との協定による。償還方法、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えすることができる。

2、変更でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業債、補正前の限度額1億860万円、補正後の限度額が1億2,470万円。

緊急防災・減災事業債、補正前が1,950万円、補正後でございますが2,050万円。

辺地対策事業債、補正前でございますが5,620万円。補正後6,240万円。

過疎対策事業債でございますが、2億5,310万円が補正前でございます。補正後が2億5,560万円。

合計、補正前でございますが5億2,070万円、補正後5億4,650万円。

記載の方法、利率、償還の方法については、変更等はございません。

10ページをお開きください。

2 歳入。

13款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料50万円の減でございます。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 目災害復旧費国庫負担金90万円でございます。 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金355万8,000円。 2 目民生費国庫補助金128万7,000円。 3 目衛生費国庫補助金130万7,000円。 4 目土木費国庫補助金3,045万9,000円。 5 目教育費国庫補助金11万6,000円。

15款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金142万円の減。 6 目土木費県補助金67万8,000円の減。 3 項委託金 1 目総務費委託金198万2,000円の減。 次のページをお開きください。 3 目農林水産業費委託金3,000円。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金8,300万円の減。

20款諸収入 4 項 5 目雑入95万円。

21款 1 項村債 4 目農林水産業債3,100万円。 5 目商工債1,240万円。 6 目土木債450万円の減。 7 目消防債100万円。 8 目教育債1,610万円。

次のページをお開きください。

3 歳出。

こちらにつきましては、主に年度末の精算に係る補正となってございます。

1 款 1 項 1 目議会費91万1,000円の減。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費82万円。 5 目財産管理費 8 万円。 10 目村営バス事業費、こちらにつきましては財源の内訳の変更になってございます。 11 目情報通信基盤施設管理事業費68万6,000円。 3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費314万2,000円、住民記録システム改修事業となってございます。 次のページをお開きください。 4 項選挙費 3 目衆議院議員選挙費197万6,000円の減でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費159万5,000円の減。 4 目障害福祉費235万3,000円。 2 項児童福祉費、次のページをお開きください。 1 目児童福祉総務費138万7,000円。 2 目児童福祉施設費181万6,000円の減。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費219万5,000円の減。 4 目予防費130万9,000円、こちらにつきましては11歳から5歳までの新型コロナウイルスワクチン接種の費用でございます。 6 目環境衛生費22万8,000円。 7 目浄化槽費270万2,000円の減。 3 項 1 目簡易水道費319万5,000円の減。

次のページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費、こちらは財源内訳の変更になります。 2 目

農業総務費35万円。3目農業振興費110万2,000円の減。5目畜産費29万5,000円の減。6目農地費2,899万9,000円。2項林業費1目林業総務費12万9,000円の減。2目林道整備費16万円の減。

次のページを御覧ください。

7款1項商工費4目スキ一場管理費20万円。2項1目地域活性化促進費250万円。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費186万4,000円の減。2項道路橋りょう費2目道路維持費1,482万5,000円の減。次のページをお願いします。3目道路新設改良費81万5,000円の減。4目橋りょう維持費、こちらは財源内訳の変更であります。3項河川費1目河川総務費6万円の減。5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費48万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

9款1項消防費2目消防施設費、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費95万円の減。3目スクールバス運行管理費31万円。

2項小学校費1目学校管理費54万9,000円。4目情報教育費54万5,000円の減。3項中学校費1目学校管理室16万2,000円の減。次のページをお開きください。4目情報教育費13万5,000円の減。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費、こちらは財源内訳の変更であります。

本文に戻ります。2ページをお願いいたします。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 5ページの繰越明許費補正ですが、8款の土木費、道路橋りょう費なんですが、これは繰越明許になっていますが、工期等の関係で遅れている理由は何でしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 合海大坪線道路改良事業の繰越でございますけれども、去年の工事は全部で5工区に分割して発注しています。1工区、2工区につきましては現場は終わっておりますが、3工区、4工区がちょうど降雪期にあたるということで、どうしても現場で盛土ですか路盤ですか、あとは舗装の工事も入っております降雪期にそういう工事を行ってしまいますと、完成した成果物が品質の低下につながるということで、降雪期間休んでおります。今現在、3工区、4工区のほうは工事のほう再開しているところです。

こちらの分につきましては、4月下旬ごろまでには完成したいと思っています。5工区のほうですけれども、今回結構入札かけたときに請負差額出して、その差額が約3,000万円ほど発生しています。その分を代表報告として今月下旬から4月上旬にかけて入札したいと考えております。

その後は、8月下旬ごろまでには何とかしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 降雪というのは1つの理由にはなるんですが、入札する際にそれも考慮したような形で、繰越明許費が悪いわけではないんでしょうけれども、一応予定したというか、工期をある程度守れるような形での工期を組んでいただきたいなと思います。それは感想です。もしあれば。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 現場のほうを担当する者としましても、なるだけ工期内に完成したいとは思っておりますけれども、どうしても今年度ですとか、去年のように豪雪もありました。通常土木工事だけでなく、業者さんのほうはそのほかにも村内の除雪業務に当たるということもありますので、いろいろ考慮した結果、このように繰越しさせていただきたいということになったと御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 23ページの18節のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金とありますけれども、現在村でそういうのに該当する軒数は幾らぐらいあるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 軒数は実際のところ把握できていません。

この事業に該当するものとしては、家屋に隣接する崖とかのり面の斜度が30度以上で、確かに高さが3メートル以上の崖に隣接している家屋が安全な場所に移転するといった場合に、この制度が該当することになっています。実際に何軒あるかというところまでは、ちょっと把握していません。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今の該当する件数が村では分からぬということは、俺の家危ないと言

って申請したら把握できると、そういうことですか。

○議長（鈴木君徳君）　高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君）　申請者のほうで崖の斜度ですとか崖の高さを調査して初めて、村に申請してもらうというような形になります。

先ほど、斜度ですとか高さのことについてお話し申し上げましたけれども、そのほかにもその家屋が土砂災害の危険区域の特別区域に指定されている家屋については、この補助制度が該当するということを申し添えます。

以上です。（「いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君）　質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20　議第23号　令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君）　日程第20、議第23号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第23号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から325万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,225万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表　歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　高山地域整備課長より、議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君）　補正予算書の32ページをお願いいたします。

議第23号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ325万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,225万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項目及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

38ページをお願いいたします。

2 歳入。

1 款分担金及び負担金1項分担金1目水道事業費分担金6万円の減。

3 款繰入金1項1目一般会計繰入金319万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款水道事業経営総務費1項水道事業経営総務費1目水道管理費213万円の減。2項水道布設費1目簡易水道布設費54万円の減。

3 款諸支出金1項償還金及び還付金1目水道使用料還付金58万5,000円の減。

本文に戻ります、32ページをお願いいたします。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議第24号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第21、議第24号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第24号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から56万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,154万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より、議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の44ページをお願いいたします。

議第24号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,154万6,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

50ページのほうお願いします。

2 岁入。

1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道事業費分担金8万5,000円の減。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金48万2,000円の減。

次のページをお願いします。

3 岁出。

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費26万3,000円の減。

2項1目公共下水道事業費10万5,000円の減。

3款諸支出金1項償還金及び還付金1目下水道使用料還付金19万8,000円。

本文に戻ります。44ページをお願いいたします。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議第25号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第22、議第25号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第25号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から658万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,524万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より、議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 56ページを御覧ください。

議第25号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,524万6,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

59ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。

変更。

起債の目的、過疎対策事業債。補正前の限度額770万円、補正後の限度額740万。合計、補正前の限度額770万円、補正後の限度額740万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

64ページを御覧ください。

2 歳入。

1款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入60万円の減。2目社会保険診療収入40万円の減。3目後期高齢者診療収入150万円の減。5目その他の診療収入90万円の減。

3款県支出金1項県補助金1目診療費補助金29万1,000円の減。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金219万5,000円の減。

6款1項諸収入1目雑入40万円の減。

7款1項村債1目診療債30万円の減。

次のページを御覧ください。

3 歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費658万6,000万円の減、年度末の精算による増減額であります。

56ページに戻って本文を御覧ください。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議第26号 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第23、議第26号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第26号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から101万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,748万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より、議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは補正予算書の70ページをお願いいたします。

議第26号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

平成3年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,748万5,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

73ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、下水道事業債、補正前の限度額が160万円、補正後の限度額が250万円。過疎対策事業債、補正前が140万円、補正後が250万円。合計、補正前が300万円、補正後が500万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

78ページをお願いいたします。

2 歳入。

2款使用料及び手数料 1項使用料 1目浄化槽使用料30万8,000円の減。

4款繰入金 1項 1目一般会計繰入金270万2,000円の減。

7款1項村債 1目下水道事業債200万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

1款浄化槽整備事業費 1項 1目浄化槽管理費101万円の減。2項 1目浄化槽整備事業費、こちらは財源内訳の変更であります。

本文に戻ります。70ページをお願いいたします。

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議第27号 令和4年度大蔵村一般会計予算

日程第25 議第28号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

日程第26 議第29号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

日程第27 第第30号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第28 議第31号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

日程第29 議第32号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計予算

日程第30 議第33号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

日程第31 議第34号 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木君徳君） 次に令和4年度予算関係議案でありますので、日程第24、議第27号から日程第31、議第34号まで、令和4年度当初予算関係8議案を一括議題にいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第24、議第27号から日程第31、議第34号までの令和4年度当初予算関係8議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、新年度予算、議第27号から議第34号までを一括提案申し上げます。

議第27号 令和4年度大蔵村一般会計予算。

この議案は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,000万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

また、一時借入金の借入の最高額を10億円と定め、歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれら経費を流用することができる旨、定めるものでございます。

議第28号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計予算。

この議案は、国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,670万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算」に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用については、保険給付費について同一款内での流用ができる旨、定めるものでございます。

議第29号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算。

この議案は、簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,260万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」に、地方債につきましては「第3表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第30号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,470万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」に、地方債につきましては「第3表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第31号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計予算。

この議案は、へき地診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,160万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第32号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計予算。

この議案は、介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,250万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算」に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内での流用ができる旨、定めるものでございます。

議第33号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3,410万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」に、地方債につきましては「第3表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第34号 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算。

この議案は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,150万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算」に記載のとおりでございます。

以上、各会計の令和4年度当初予算につきましては、それぞれ担当課長に詳細説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終ったので、これより予算関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり） 総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第27号から議第34号まで、令和4年度当初予算関係8議案については、大蔵村議会会議規則第39条の規定により、議員全員の委員をもって構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第27号から議第34号までの令和4年度当初予算関係8議案については、議員全員10人の委員をもって構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程32 諒問1 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（鈴木君徳君） 日程第32、諒問1人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、法務大臣に対し次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、議会の意見を求める。

記

住所 大蔵村大字清水 3427番地48

氏名 小屋久好

性別 男性

生年月日 昭和27年4月25日

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより議会としての意見の取りまとめを行います。諒問されております小屋久好氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、小屋久好氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

日程33 諒問2 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（鈴木君徳君） 日程第33、諒問2人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 諒問第2号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、法務大臣に対し次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、議会の意見を求める。

記

住所 大蔵村大字南山782番地

氏名 長南智美

性別 女

生年月日 昭和30年1月16日

令和4年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより議会としての意見の取りまとめを行います。諒問されております長南智美氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、長南智美氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

お諮りいたします。

3月10日から予算審査特別委員会のため、3月11日午後1時まで本会議を休会いたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、3月11日午後1時まで、予算審査特別委

員会のため本会議を休会いたします。

なお、予算審査特別委員会は、3月10日午前10時から開会いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月11日午後1時より開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労様でした。

午後0時17分 散会

令和 4 年 3 月 11 日 (金曜日)

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 3 日目)

令和4年3月11日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	滝沢恒彦君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
地域整備課長補佐	早坂健司君
教育課長補佐	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議事日程 第3号

令和4年3月11日（金曜日） 午後1時00分 開議

第1 請願第1号 村道柳渕・蕨野間の迂回路整備等に関する請願

第2 予算審査特別委員会付託の議案

議第27号 令和4年度大蔵村一般会計予算

議第28号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

議第29号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

議第30号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第31号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

議第32号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計予算

議第33号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

議第34号 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

第3 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻について

第4 発議第3号 国道458号線の防災対策の強化及び迂回路の整備を求める意見書

議事日程の追加

第1 議第35号 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 3月10日からの予算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し敬意と感謝を申し上げます。

会議を始める前に皆様にお願いがあります。

多くの貴い命を奪い、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から本日11年となります。この震災で犠牲になられた方々の無念と、最愛の肉親を失われた御家族の深い悲しみに思いをいたしますとき、誠に痛恨の極みであり、哀悼の念に堪えません。

ここに、亡くなられた方々の御靈に対して、黙禱をささげたいと思います。

御起立お願いいたします。黙禱始め。

〔全員起立・黙禱〕

○議長（鈴木君徳君） 黙禱を終わります。御着席お願いいたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 請願第1号 村道柳渕・蕨野間の迂回路整備等に関する請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、請願第1号柳渕・蕨野間の迂回路整備等に関する請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。早坂産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（早坂民奈君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 3月9日

事件の番号 請願第1号

請願書 村道柳渕・蕨野間の迂回路整備等に関する請願

請願者	肘折地区代表	大蔵村大字南山505番地	大友 久士
	金山地区代表	大蔵村大字南山2156番地1	菅野 熟
	鍵金野地区代表	大蔵村大字南山5113番地3	早坂 充
	肘折温泉旅館組合長	大蔵村大字南山498番地	高山 茂

肘折温泉商店組合長 大蔵村大字南山486番地 横山 努

四ヶ村開発協議会会長 大蔵村大字南山1037番地 佐藤 勝

国道458号線の災害発生時を想定すれば迂回路の整備は自明の理であること、また国道458号線自体の防災対策の強化については、一朝一夕に行うことは難しいことから、今後も粘り強く国県等に要望していく必要がある。特に冬期間の孤立を防ぐために迂回路は必要なものと判断し、採択といたしました。

審査結果、採択。

以上、報告いたします。

次に、発議第3号国道458号線の防災対策の……（「それは後で」の声あり）あ、そうですか。すみません。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択とすることを決し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第2 予算審査特別委員会付託の議案

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、予算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第27号から議第34号までの予算関係議案8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。長南委員長。

○予算審査特別委員長（長南正一君） 御報告申し上げます。

去る3月9日の本会議において予算審査特別委員会へ付託になりました予算関係8議案の審査結果は、次のとおりであります。

議第27号令和4年度大蔵村一般会計予算、議第28号令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計予算、議第29号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算、議第30号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議第31号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計予算、議第32号令和4年度大蔵村介護保険特別会計予算、議第33号令和4年度大蔵村浄化槽整備事業

特別会計予算、議第34号令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算の8議案を慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第27号から議第34号までの予算関係議案8件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第27号から議第34号までの予算関係議案8件については、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、発議第2号ロシアによるウクライナ侵攻について議題といたします。

会議規則第14条の規定により、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。佐藤委員長。

○議会運営委員長（佐藤 勝君） 発議第2号ロシアによるウクライナ侵攻について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条並びに大蔵村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定によって提出する。

提案理由を申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、国際社会及び国の平和と秩序、安全を保持するため、提案するものであります。

本文を朗読いたします。

ロシアによるウクライナ侵攻について

2月24日、ロシアは世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしている。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

ここに、本議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界

の恒久的平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

令和4年3月11日

山形県大蔵村議会

以上、提案どおり決定していただきますようお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第3号 国道458号線の防災対策の強化及び迂回路の整備を求める意見書

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、発議第3号国道458号線の防災対策の強化及び迂回路の整備を求める意見書についてを議題といたします。

会議規則第14条の規定により、産業建設委員長から提案理由の説明を求めます。早坂委員長。

○産業建設常任委員長（早坂民奈君） 発議第3号国道458号線の防災対策の強化及び迂回路の整備を求める意見書の提出について。

提案理由を申し上げます。

国道458号線自体の防災対策を強化及び災害発生時の迂回路の整備をしていただき、地区的孤立を防ぐため提案するものであります。

本文を朗読して提案いたします。

国道458号線の防災対策の強化及び迂回路の整備を求める意見書

本村内の基幹道路である国道458号線の整備につきましては、日頃から御配慮いただき感謝申し上げます。

さて、本村内、肘折、金山、鍵金野及び四ヶ村地区において国道458号線「日陰・升玉」間は、雪崩など、毎年のように災害が発生しております。災害発生時における道路の通行止め等により、とりわけ冬期間において該当地区は、完全な孤立状態になります。

国道458号線で、災害が起こる場所は、ほぼ同じ場所です。災害が発生してからの対応のみならず、事前の徹底した当該国道箇所の防災対策が必要です。

以上のことから、国道458号線「日陰・升玉」間の防災対策の強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定により提出します。

また、万が一災害発生時には、速やかに迂回路として県道戸沢大蔵線を使用できるよう、今後、より一層の整備をお願いいたします。

令和4年3月11日

大蔵村議会議長 鈴木 君徳

山形県知事 吉村 美栄子 殿

以上、御審議の上、提案どおりに御可決下さいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。

午後1時17分 休憩

午後1時19分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、会議を続けます。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま加藤村長から、議第35号の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第35号を日程に追加し、追加日程第1

として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第35号 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第1、議第35号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 追加提案を御了承いただきありがとうございます。

それでは、私から提案理由の説明を申し上げます。

議第35号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に80万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,890万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいまますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第35号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度大蔵村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,890万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

8ページをお開きください。

2、歳入。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業県補助金30万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金50万円。

次のページをお開きください。

3、歳出。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費80万円、こちらにつきましては融雪剤の購入事業となっております。

本文に戻ります。

令和4年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第1回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時22分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員